

平成24年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成24年9月5日 開会

平成24年9月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第3回新十津川町議会定例会

平成24年9月5日(水曜日)

午前10時開会

◎議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中の委員会所管事務調査結果報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 財政援助団体監査結果報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
 - 6) 常任委員会政務調査報告
 - 7) 議員研修報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 議案第41号 新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について(内容説明まで)
- 第8 議案第42号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について(内容説明まで)
- 第9 議案第43号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算(第4号)(内容説明まで)
- 第10 議案第44号 中空知衛生施設組合規約の変更について(内容説明まで)
- 第11 議案第45号 石狩川流域下水道組合規約の変更について(内容説明まで)
- 第12 認定第1号 平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について(概要説明まで)
- 第13 認定第2号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(概要説明まで)
- 第14 認定第3号 平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(概要説明まで)
- 第15 認定第4号 平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(概要説明まで)
- 第16 認定第5号 平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(概要説明まで)
- 第17 報告第4号 平成23年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第18 報告第5号 平成23年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	小林		透	君
保健福祉課	長	竹原	誠	二	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	高松		浩	君
建設課	長	三谷	和	弘	君
教育委員会	次長	加藤	健	次	君
代表監査委員		山本		忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

◎町民憲章の朗読

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、町民憲章を朗読いたします。

皆さんご起立ください。

私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗読していただきたいと思います。

〔町民憲章 朗読〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内非常に暑いので上着を脱ぐことを許可します。それなりの形の中で臨んでいただきたいと思います。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。

7番、長名 實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月10日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月10日までの6日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中の委員会所管事務調査結果報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

○議長（長谷川秀樹君） まず、空知中部広域連合議会の報告を、樋坂里子君より願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） みなさんおはようございます。議長よりお許しを得ましたので、空知中部広域連合議会の報告をさせていただきます。

8月27日、月曜日、午後10時より、奈井江町の広域介護予防支援センターにおいて、空知中部広域連合第2回定例会が開かれました。全員参加のもとで会期1日間として、広域連合長の一般行政報告のあと、介護保険についての一般質問を行ないました。

平成23年度の一般会計決算の認定、介護保険決算の認定、国民健康保険決算の認定、障害支援事業決算の認定を可決いたしました。

続いて議案第1号、平成24年度一般会計の補正予算。議案第2号、介護保険事業会計補正予算。第3号で国民健康保険の補正予算。第4号として障害者支援事業補正予算。すべて原案どおり可決されました。

以上により、新十津川町の負担金は、総額で29万2千円が還付されることとなっております。

詳細につきましては、資料を事務局に届けてありますので、ご覧いただきたいと思えます。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、西空知広域水道企業団議会報告を、山田秀明君より願います。

〔4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君） おはようございます。議長の指示がありましたので、去る8月28日に開催されました、第2回西空知広域水道企業団議会の報告を申し上げます。

はじめに、企業長であります植田町長より行政報告で業務量に関する件、受託工事の実施状況、発注工事の進捗状況、徳富ダムの建設工事に関する件の4件についての報告がありました。

続きまして、議決案件が4件あり、報告2件と議案2件でございます。

報告第1号では、平成23年度西空知広域水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

て。45万7,885円の繰越についての報告を受け、報告済みとしております。

報告第2号では、平成23年度西空知広域水道事業会計資金不足の審査についてで、資金不足額はなく、資金不足比率についてもバーとの報告を受け、報告済みとしております。

次に、議案第5号では、平成24年度西空知広域水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的収入を194万8千円補正し、3億6,451万1千円に、収益的支出を同額の194万8千円補正し、3億5,403万3千円としております。内容は、新十津川西部浄水場の管理委託協定に基づく、開発局からの管理費の増額によるものでございました。原案のとおり議決しております。

最後に議案第6号では、平成23年度西空知広域水道事業会計決算認定について。事務局から23年度の会計決算内容について説明があり、その後、監査委員より決算審査について報告がありました。

決算の概要を申し上げます。給水件数4,505件、年間総配水量100万1,590立方メートル、年間有収水量89万8,321立方メートル。給水人口1万1,812人と、件数、人口及び水量とも減少しているとのことであります。

収益的収支でございますが、収入では、決算額3億9,135万2千円。支出では、決算額3億4,217万9千円となり、その結果、4,702万4千円の純利益を生じ、累積欠損金は315万8千円と減少しております。

資本的収支では、収入は、決算額7,883万5千円。支出は、決算額2億1,848万6千円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,965万1千円は、過年度分損益勘定留保資金より1億3,786万2千円、及び消費税資本的収支調整額178万9千円をもって補填し、収支均衡させて決算としています。また、計画した事業は、すべて完了しているとのことで、平成23年度西空知広域水道事業会計決算は、認定しております。

以上で報告は終わりますが、詳細につきましては議案書とともに事務局においてありますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告を願います。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を笹木委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） おはようございます。それでは議長の指示をいただきましたので、去る7月25日に実施いたしました、総務民生常任委員会の管外政務調査の報告をいたします。

今回の政務調査は、高齢化比率が進む中で、高齢者の見守りというものの問題を含んだ生活支援システムとして、ITを利用している道北の初山別村まで委員会の委員5名、そして議長、議会事務局長、保健福祉課の職員、総務課の職員2名が同行して行ってきました。

初山別村側からは、宮本村長、木村議長、担当の大水総務課長、そして辨開議会事務局長が対応をしてもらいました。

初山別村というのは、留萌と稚内のちょうど中間点にありまして、現在は人口が1,400人をちょっときる程度で、農業と漁業の村で、高齢化率が35パーセントを超えるという

状況であります。平成元年にオープンした初山別天文台がシンボルになっておりまして、星に好きな名前をつけて、初山別村がそれを永遠に登録するマイスターシステムというのを、平成7年にスタートをさせて話題になっております。日本海側に面した海岸線には観光施設と道の駅を中心に天文台やキャンプ場、バンガロウ、そして温泉施設などを有しております。

この村は、他の町村にも見られますように、中心部を除いて住宅が散在していることから、住民に対する緊急情報の伝達手段が喫緊の課題であるということでありました。そこで、ITを使って住民との情報システムはできないかということの考えに至ったようであります。ITシステムは、当初、NTTのADSLということを考えてようですが、基地局から遠いところで恩恵が受けられないということから、産、学、官連携により、「初山別村暮らしを支えるネットワーク研究会」というものを、平成23年3月に立ち上げ、この村をモデルとした過疎、中山間での実用的で安価なシステムを構築しようと、最終的にはauを使って構築いたしました。

システムの主な特徴としては、既存のシステムを活用しながら、全世帯が即時に情報を受け取れるために、携帯電話を持っていない世帯に村が貸与するということ。また、通信インフラの整備のために、FWAとか、Wi-Fiの整備を行なったということでもありますけれども、ワイハイというのは、NTTの回線を使わないで、無線LANなどによる通信サービスを利用するシステムのことをいいます。

また、生活システムの内容としては、1世帯に、先ほど申しましたように、1台以上の携帯電話環境の実現を目指し、サポートを行なったということでした。例といたしまして、携帯電話を持たない世帯には無償で貸与いたしまして、基本料は村が負担して、通話料を本人が負担。2台目以降は、端末を無償貸与し、基本料、通話料は本人負担ということ。貸与する端末は、一般携帯電話、そしてスマートフォン、それと高齢者見守り携帯「ミルック」があります。情報の内容としては、気象、災害、道路、電気等の緊急情報や生活情報の一斉通知。そして高齢者見守りのほかに、買い物、相談、緊急通報の対応。そして、この中にGPS機能を内蔵させ、移動時や停電時でも機能する無料の住民ネットワークがきのうとしてあるということ。そして、この中にGPS機能を内蔵させ、移動時や停電時でも機能する無料の住民ネットワークがきのうとしてあるということ。そして、この中にGPS機能を内蔵させ、移動時や停電時でも機能する無料の住民ネットワークがきのうとしてあるということ。

しかしながら、この事業も昨年立ち上げたばかりなので、今だ、道半ばという点もありますが、将来的には災害時の即時対応、高齢者福祉の充実、そして、教育への活用、産業振興などの推進などという、多くの可能性を秘めた事業展開であるということを感じ取れました。

特に、高齢者大佐策における高齢者見守り携帯のミルックシステムですが、これは、この携帯の付属の卓上ホルダーを使うと、それに赤外線センサーを用いた、人感センサーが搭載されておりまして、家の中で高齢者の胴体を検知するというものであります。また、この卓上ホルダーの前を通過した回数も同時に通知されるシステムということで、本当に見守りというか、独居老人等の安否確認には良いシステムと感じました。この携帯は防犯ブザーも搭載しておりまして、ストラップを引くと予め登録しておいた相手に、現在地、先ほどのGPSもそうですね、現在地付きのメールが送られるというシステムになっております。

また、これは教育現場という意味では、現在、小学校5年生から中学校3年生のすべ

てにipadを貸与しておりまして、まだ始まったばかりなので、いま、調べ学習というような活用をしておりますけれども、今後は、学習ソフトを整備して授業や家庭学習に利用する予定であるということをお話しておりました。

最後に、このような政務調査という形の中で研修を今回行なって感じたことは、この村と比較して、我が町の人口は5倍強ということなので、初山別村とはなかなか同じ尺で計るということにはできませんが、ただ、このシステムは、ITを利用して高齢者を見守るというシステム。きっと本町もこれから福祉政策などの充実等を考える上で、いくつかのヒントが秘められているのではないかなという思いで、研修を終えてまいりました。

以上をもって、総務民生常任委員会の政務調査の報告を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

続いて、経済文教常任委員会政務調査報告を山田委員長より願います。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） それでは議長の指示がありましたので、去る7月27日に実施いたしました、経済文教常任委員会政務調査について報告を申し上げます。

出席者は、経済文教常任委員と事務局でございます。

はじめに、美唄市で取り組んでいる稲の乾田直播についてです。この乾田直播は、従来、東北南部が限界とされておりましたが、技術の発展により一気に北海道まで実施可能になりました。それで、昭和63年に「美唄市水稻直播研究会」という組織を立ち上げまして、会員19名で学習会、現地研修会などを実施し、9戸によって7.2ヘクタールからのスタートとなっております。

その後、農業試験場ともタイアップして、品種比較試験、湛水直播比較試験、播種機の改良、けん引式レーザー均平機の改良、開発等、現地実証試験を繰り返し、収量、品質ともに安定してきております。それで、昨年では152ヘクタールまで拡大され、本年は166ヘクタールとのことです。

美唄地域は、こちらと同じですけれども、生産基盤の整備、農地集積が進められており、大規模経営を維持する輪作体系の確立に取り組んでおり、平成20年度より様々な経営形態に対応するため、乾田直播、湛水直播と間作小麦栽培を導入した生産性限界打破事業に着手し、地域農業の活性化に努めているというところでありました。

この間作小麦栽培というのは、水田の収穫前に、間の畝間に麦を直接播いて、刈り取った稲を覆土というか、かぶせる形で、次年度の麦収穫に向けてするような、新十津川でも前に経験した人も何人かいたようでございます。これは、自分の思いですが、新十津川地区には乾田直播はむかないなというのは、土地的な条件もありますけれども、結構、話を聞くとコスト面なども、かなりかかっているということで、我がまちとしては、難しいのかなという思いで聴いてきました。

次に、石狩市市民図書館に寄り、館内の状況、学校、子供たちとのかかわりについて、いろいろと説明を受けてきました。

学校図書室活性化事業で、平成18年度から市内の学校の図書室を使いやすく、より魅力的なものにするために、お手伝いをしているということで、図書室は少し手を加えることにより綺麗になり、使いやすくなります。児童、生徒さんたちが自ら作業をする

ことで、図書室に親しみを持ち、何度でも行きたくなるような図書室を目指し、学校と協力して取り組んでいきたいとのことです。

子供たちを使った図書室の整理というのは、古い図書などを抜き取り、傷んだものを子供たちが自分で整理して張替えて、番号もつけたり、誰が来てもすぐわかるような形に整理されていくような形で進めているようです。そのことにより、子供たちも今まで図書室に通わなかった子供たちも、自分たちが手を掛けたということで、すごく図書室にみんなが少しずつ集まることが多くなったという、良いことを聞いてきました。

また、取り組みの中で良いと思ったことは、家読のことで、家読というのは、家庭で親と子供のコミュニケーションを図る一つ的手段として、家庭での読書推進を進め、読書をとおしてより一層親子の会話が生まれることを期待するというものでございます。

対象校は2校で、石狩の小学校では3年生、4年生。望来小学校では、全学年を対象としたようでございます。実施日を決め、各学年に合うような児童書4冊の入った家読パックを一人ずつに配布し、中には、児童書のほかにブックリストとアンケート、これは保護者用のアンケートでございます。それと、家読感想カード、読んだ本の感想を書いて出してもらうというカードでございます。それも入れてあります。また、パック配布前に、本に興味を持ってもらうために、ブックトークというのを行ないまして、楽しく本を読めるという形で行なったようで、それも大変好評だったようでございます。

その後、保護者から回収されましたアンケートの中から見えたものは、アンケートは両校合わせて46名中、29名の回収数でございます。思ったより本を読んでいる子供が多いということで、親が本を読まない家庭でも、子供は読んでいる傾向にあるという結果が出て、少し安心したような形で聞いてきました。

我がまちでも、教育長の執行方針の中に、家読のことが述べられておりましたけれども、これは本当に大変良いことだなと考えておりますので、これからは是非、執り進めていただきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

引き続き、議員研修報告を西内陽美君より願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、研修報告をさせていただきます。

期間は、7月9日から13日の日程でございます。研修先は、千葉県千葉市にあります市町村アカデミーでございます。当研修所において、全国の市町村議会議員を対象に開催された特別セミナー、市町村議会議員政策講座、政策基本コースを受講させていただきました。

北海道からは、私の1人を含め、全国19都道府県から44名の参加がありました。

講師に北海道大学から宮脇淳教授、同志社大学から新川達郎教授、立教大学から池上岳彦教授、釧路公立大学から佐野修久教授、総務省から大臣官房審議官黒田武一郎氏、千葉大学から大塚成男教授を迎え、さらにセミナーの山本隆司教授のご指導による、6項目の講義と課題演習に取り組みました。

講義の内容は、分権改革の動向と市町村と題して、分権改革に関する最新の動向を踏

まえた、これからの市町村のあり方について。

議会改革と議会の活性化と題して、議会改革が叫ばれる中で、議会に何が求められているか、地方議会の機能と役割の重要性について。

地方財政の現状と課題と題して、地方財政制度の仕組みと現状、さらには地方交付税の意義と機能、今後の展望について。

自治体の経営改革と題して、財政状況が厳しい中、自治体経営の意義や必要性、PFIやPPPなど民間との協働手法のポイントについて。

地方財政改革と今後の展望と題して、地域を再生し、財政を立て直すための地方税制改革に関して、その問題点と今後の展望について。

新たな公会計制度における財政分析の手法とポイントと題して、新地方公会計制度の概要やポイント等を理解し、自治体経営に対しての活用方法についてを学びました。

また、この講座では、実際に参加者が持ち寄ったそれぞれの自治体の財務諸表、決算カードを用いて、資金収支計算書を作成し、財政健全化分析を行ないました。

講義の概要につきましては、不十分とは承知で私なりにまとめさせていただいたものを添付しました研修資料等を、議会事務局に届けて置いてございますので、お目通しいただきたいとお願いいたします。

課題演習では、メインテーマに住民と議会のコミュニケーション、サブテーマに、議会報告会のあり方を据え、グループごとに討議を重ねました。議会報告会は、議会と住民を繋ぐ双方向のツールの一つとして捉える。議員個人と住民はあっても、議会と住民の場はあるか。報告内容は、旬のものを旬のうちにを心がける。報告会に参加した住民、発言した住民へのフォローと、その場での議論そのものへのフォローが重要であること。住民の声が議会でどう取り上げられていったかを、きちんと公開することなど、今後の議会報告会に繁栄できるヒントをいただきました。

研修全般を通し、ご高名な講師の方々による講義は、最新の情報が盛り込まれ、専門性が高いながらも、実際の自治体の例や詳細な統計、図表を示しながら、また、講師の率直なご意見を織り交ぜながら、わかりやすく説明していただきました。加えて、計算カードの見方など、大変興味深い実践もございました。反すうすることで、更に理解を深め、今後の議会活動に生かすよう努力する所存でございます。

町民の皆さまには、貴重な財源にてこのたびの研修に参加させていただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、市町村議会議員特別セミナー受講の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

以上で日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） あらためまして、おはようございます。

平成24年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元にプリントした

ものを配布させていただいておりますので、それに沿って何点か申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

はじめに、総務課の関係でございまして、開町記念式並びに追悼式ということで、去る6月の20日、開町122年の記念式典並びに戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者の追悼式をゆめりあで執り行いました。今年度は、奈良県から稲山副知事、川口県議会議員はじめ県職員の皆様、母村からは更谷村長、中南議長、向井十津川高校の校長はじめ村職員の皆様など、町内外から総勢242名が参列されました。厳粛かつ盛会裡に式典を執行することができました。なお、式典の席上、地方自治の振興に寄与された井口春男様に対し功労表彰を授与いたしました。また、今年米寿を迎え、60年以上本町に在住されておられます23名の方々に対しまして感謝状を贈呈させていただいたところでございます。併せまして、高額なご寄付をたまわりました3名の方々に対して、参列者の皆様方にご紹介をさせていただいたところでもございます。

続いて、十津川村の水害慰霊祭でございますけれども、去る8月の20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村古ル野森林植物公園において開催されました。今年は122年目の水害慰霊祭にあたり、副町長が、長谷川秀樹議長、そして安中、西内両議員と、新十津川農業高校から白鳥校長とともに出席いたしましたところでございます。昨年9月に発生いたしました紀伊半島大水害以降初めての水害慰霊祭でございます。慰霊碑に献花を捧げ、明治22年及び平成23年の大水害によってお亡くなりになられたご尊霊の安らかなるご冥福をお祈り申し上げたところでもございます。なお、母村におきましては、復興計画を策定いたしております。現在、この計画に沿って着実に復興に向けて進んでおられるというふうにお伺いしておりますので、できるだけこの計画が、短期間のうちに計画通りに達成されることをご期待するところでございます。

次に、叙勲の関係でございましてけれども、永年にわたりまして町議会議員及び町議会副議長として町政の振興、発展に貢献された元新十津川町議会議員長谷川信康様が8月1日付けで高齢者叙勲、旭日単光章を受章が決定されております。この9月の7日に新十津川町役場において北海道空知総合振興局地域政策部長から勲章・勲記の伝達が行われることになってございます。また、去る7月23日にご逝去されました元新十津川町議会議員岡 登様に対し、永年にわたり地方自治の振興に貢献されたご功績により、8月21日付けで旭日単光章が授けられることになってございます。

次に、表彰の関係でございましてけれども、6月26日に平成14年から10年間に亘りまして、吉野地区の町道の清掃や除雪をはじめ、ふるさとまつりや雪まつりなど観光イベントにもボランティアにとり積極的に社会貢献されております西松・岩田地崎特定建設工事共同企業体、代表者、安藤暁夫様。共同企業体につきましては、ご承知のとおり徳富ダムの建設を受注されている企業でございます。また、8月13日には新十津川町の未来を担う子ども達の健全育成のために、多額のご寄附をいただいた釧路市在住の谷口次雄・雪子様ご夫妻へ、それぞれ新十津川町表彰条例に基づきまして感謝状を贈呈させていただいたところでもございます。

次に、公共交通関係について申し上げます。地域公共交通の関係では、6月26日に地域公共交通活性化協議会を開催し、3カ年の実証運行の結果を踏まえまして、平成25年度から地域公共交通の方向性を決定いたしましたところでございます。25年度から新たに実

施するという事で、運行の種別といたしましては、地域においては、乗り合いタクシーに移行する地域もあるということがございますので、今後、地域の住民の皆さん方に対しまして、こういったことの周知を図りながら、円滑にこの地域公共交通が運行、運用されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、災害対策関係でございますけれども、7月1日に、新十津川町地域防災マスター連絡会議との共催によりまして防災気象情報講演会を開催いたしております。住民の皆さん36名が札幌管区気象台の気象予報士から気象情報の見方や使い方を学んでおります。また、8月26日には、北海道開発局札幌開発建設部、陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊、北海道札幌方面滝川警察署ほか関係機関、行政区や赤十字奉仕団、住民の皆さん総勢360名が参加されまして、総合防災訓練を実施したところでもございます。総合防災訓練は3年ごとに実施してございまして、今回は大規模地震を想定し、住民の避難訓練や防災資機材操作訓練など、12種類の訓練のほか、大雨体験コーナーなど8種類の体験・見学コーナーを設置いたしたところで、町民の皆さんに防災に対する意識がより高まっていたいただければ大変有難いなというふうに思っているところでございます。

次に、住民課の関係について申し上げます。

人口動態については、8月31日現在の人口動態でございますが、人口は7,078人でございます。前年に比しまして82人の減少となつてございまして、世帯数では2,964戸で、前年比11戸の減少ということでございます。65歳以上の高齢者をみますと、2,356人と前年対比で30人が増加しておりまして、高齢化比率については33.3パーセントということになってございます。また、出生は、本年6月から8月までの間に11人の方がお生まれになりました。1月からの出生数は30人ということになってございます。

次に、交通安全および防犯の関係について申し上げます。秋の交通安全運動が9月21日から実施されるわけでございます。交通事故の発生状況は、6月1日から8月31日までの件数は2件、死者数はゼロ、負傷者数は3名となつてございまして、4月23日に発生した交通事故死から8月31日までは発生がなかったことから、交通事故死ゼロが130日ということになってございます。また、安全安心推進協会が夜間の高齢者等の交通事故防止を目的といたしまして、各単位老人クラブの例会に出向き、滝川警察署の協力のもと夜光反射材の効用や装着方法の説明をし、また、町といたしましても、夜光反射材の購入経費を負担させていただいているところでもございます。

次に、防犯については、6月1日から7月31日までの本町における犯罪発生件数が22件でございまして、窃盗が21件、その他1件で、増加の傾向にもあるようでございます。各地域の皆様方も、ある程度自主防衛をしていただくということも必要なのかなというふうに思っております。

次に、町税の関係でございますけれども、例月現金出納検査の結果が監査委員さんからご報告されておりますので割愛をさせていただきたいと存じます。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

新十津川長寿を祝う会でございまして、8月30日に改善センターにおいて、満76歳の方、喜寿の方と、満80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催いたしました。慶祝対象者は830名中335名と、来賓、世話人67名が参加をいたしまして、長寿のお祝いをした

ところでございます。なお、節目の方は、百歳が4名、白寿が1名、米寿が44名、喜寿が111名の計160名ということになってございます。

次に、保育園の関係ですが、9月1日現在の入園児童数は61名で、町外への広域入所児童は1名となっております。昨年同期と比べますと同数となっております。また、一時保育の利用状況は、4月から8月末日まで延べ10名、32日の利用がございました。延長保育の利用状況については、同じく4月から8月末日まで延べ18名、26日の利用があったところでございます。

次に、健康診査関係について申し上げます。6月に実施しました特定健診で299名、若年者健診が49名、後期高齢者健診63名が受診をいたしております。また、がん検診では、胃がん検診が280名、肺がん検診が381名、大腸がん検診が327名、前立腺がん検診が53名、その他骨粗鬆症健診109名、肝炎検診68名、エキノコックス症検査176名が受診をいたしております。健診結果説明会では、240名に対しまして保健指導を行なってございます。特定健診受診者のうち特定保健指導対象となったのは、積極的支援の対象が14名、動機付け支援対象が34名ということになってございます。できるだけ、早期発見が重要で、多くの方が受診をしていただくことをこれからも望むところでございます。

感染症予防でございますが、予防接種の実施として、ポリオ集団接種を1回13名、BCGは各医療機関にて16名、三種混合は同じく52名、麻しん・風しん混合は30名、ヒブワクチンについては51名、小児肺炎球菌ワクチンは48名が個別接種を受けてございます。また、子宮頸がんワクチンは、中学1年生から高校2年生までの女子が対象者で、50名が接種を受けてございます。

次に、産業振興課の関係について申し上げます。

地域農業再生協議会の関係でございませうけれども、7月2日から7月4日の間、転作等の現地確認を行ないました。また、水稻の作付け目標面積は、ガイドラインの3,406ヘクタールに対し、他市町村との地域間調整によりまして63ヘクタールが増えまして、最終の作付目標面積は3,469ヘクタールとなりました。昨年度と比較すると4ヘクタールの増ということになっております。あと10日もすれば、刈り取りが始まる状況下でございませうけれども、今のところ、順調に生育をしているということになってございますので、豊穰の秋を迎えることができるのかなということ考えております。

次に、新規就農者でございませうけれども、本年の新規就農者激励会が8月22日にJAピンネ本所で開催されまして、本年度は5名の方が後継者として就農されました。就農される方が、多くなってくることを期待しているところでもございませう。

次に、商工業の関係でございませうけれども、ちょっと後段の方について、読み上げて報告させていただきたいというふうに思います。台風による被害を受けました十津川村の商工観光産業の一日も早い復旧、復興を支援するというところで、併せて、町内の商工業の活性化をはかるため、十津川村を訪問した町民に対しまして、ふれあい商品券を交付する事業を実施しているところですが、十津川村訪問者は48名でございました。訪問予定で申請している方は今4名となっておりますので、ほぼ、目標どおり達成をできたということになってございます。まだ、期間がございませうので、こういった形の中で母村を見て支援をしていただければ、また、ふれあい商品券を交付することによって町内の商店が潤い、消費の町外への流失防止策というふうなこともつながるわけになってございます。

ので、十津川村訪問をお考えの方は、早めに計画書を提出していただければというふうに思うしだいでございます。

次に、観光の振興でございますけれども、それぞれ観光のイベントが実施されておりました。6月16日と17日には陶芸まつり、7月28日には、商工会青年部主催によります第40回野外慈善ビールパーティが開催をされたところでございまして、8,300人が北中央公園にお集まりになっていただいたということです。なんと、ビールの消費量は3,603リットルということでございまして、人口規模からしますと、一日の消費量は日本でトップでないかというふうに言われております。また、当日はふるさとまつりの前夜祭といたしまして、花火を打ち上げさせていただいたところです。また、翌日、7月29日には第26回のふるさとまつりが、ふるさと公園のイベント広場で開催し、8,000人が来場されたということでございます。

次に、ファームステイの関係でございますけれども、「しんとつかわで心呼吸。推進協議会」が主体となって進めていただいております。23戸の農家が受け入れをされております。5月から8月までの間、道内外の修学旅行の中学生や高校生388名が農業体験を実施いたしました。また、食と地域の交流促進対策事業の一環で、札幌から39名の農業体験ツアーを受け入れさせていただきます。目的とするところは、都市と農村の交流を深めていくということでございますので、推進協議会の皆さま方には、大変ご苦勞ではございますけれども、これからも、こういった事業を更に拡大していくように、お願いを申し上げたいと思うところでございます。

次に、建設課の関係でございます。

工事の発注状況でございますけれども、8月末における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、平成23年度繰越分を含めまして、発注済み本数が38本、発注済額は4億3,887万円で、発注率は本数で76パーセント、予算額対比では76.5パーセントという状況になってございます。発注済のうち、8月末で13本の工事が竣工しております。主なものとしては、町道西2線の道路改築舗装工事が南6号線から南8号線まで完了し、この区間における走行性の向上が図られたということでございます。また、平成23年度からの繰越となった町道士学線災害復旧工事及び学園8号南線災害復旧工事も既に完了いたしました。それぞれ機能回復が図られております。今後の主な発注工事につきましては、西2線道路改築舗装工事その2、これは南8号線から南9号線までの区間でございます。それと、みどり団地内の道路改築舗装工事などを予定させていただきます。

次に、安心すまいる助成事業の関係でございますけれども、個人住宅の対震診断、対震改修及び省エネ改修を目的とした本事業は、本年4月からの開始以来、6件の申込みがあつて、全て省エネ改修に対する助成ということになってございます。

最後に、その他の関連事業ということで、地域用水機能増進事業、これにつきましては事業が終わっているわけでございますけれども、これまでこの事業によりまして吉沢の里で実施してまいりましたホタルの放流事業は、今年度からは自然繁殖を期待して進めております。本年7月下旬からホタルの飛翔を確認することができ、無事に自然繁殖しているという様子が確認をされたところでもございます。なお、8月7日には、とっぴ子ども夢クラブがホタルの観察会を実施し、児童、父兄、そして指導者等80名が数百匹のホタルを鑑賞されたということでございます。

以上をもちまして、平成24年第2回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） あらためまして、おはようございます。それでは議長のご指示をいただきましたので、第2回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げます。

まず教育委員会関係では、6月定例会以降8月まで2回の定例教育委員会と1回の臨時会を開催しております。主だった協議事項を付け加えさせていただきます。

7月の委員会では、経済文教常任委員会においても報告をさせていただいております、学校給食の雨竜町との共同実施について協議をさせていただいたところでございます。

8月の委員会では、本議会で上程をしております、スポーツセンターの個人使用料の利用時間を明確にするための料金改定をする条例改正について審議をしております。また、7月20日には、教育委員によります農業高校の学校祭を視察してございまして、生徒の発想豊かな演劇を見学してきております。また、8月22日には、町内の小、中、高校の学校すべてを訪問し、子供たちの授業参観をしてきてございます。

続きまして、小、中学校関係の9月1日現在の在籍児童生徒数でありますけれども、小中学校共に、6月1日現在と同数の556名という状況になってございます。

次に、夏季休業でございますけれども、今年も昨年と同様の30日間といたしました。今年も猛暑でしたので、有効に夏季休業を活用したのではないかとというふうに思われます。さらには、夏季休業期間中の児童生徒の事故、事件についても一切なかったことを申し添えさせていただきます。

次に、今日のNHKニュースでも報道されましたけれども、昨日、新十津川小学校の特別クラブであります獅子神楽が、児童13名により旧北大和区会館、旧大和区会館、そして役場前において獅子舞の演舞をし、午後からは雨降りの中でありましたけれども、神社において例大祭の奉納の舞を元気はつらつに披露をしていただきました。さらには、中学生11名が一般の親神楽の舞いに加わり、それぞれ残暑極まりない中、たくさんの町民の方々から暖かい声援や拍手をいただいたところでもございます。

次に、芸術鑑賞事業でございますけれども、このことについては、雨竜町との共同事務の一環として執り進めをしている内容でございます。中学生の鑑賞事業は8月28日に行なわれ、今年から新学習指導要領の移行に伴い、ふるさと教育充実のための施策として、アイヌの人たちの歴史や文化などに係わる教育の充実を掲げていますので、そのことも考慮して、演劇、神々の謡と題した演劇鑑賞をしたところでございます。アイヌ神謡集の著者、知里幸恵さんの歩みで、アイヌ民族の復権、復活に努力した19年という短い人生を一人芝居にした内容でもございます。このことが、生徒たちにとってふるさと

北海道の歴史や文化の移り変わりへの理解を深めると共に、郷土を愛する心を醸成する一助になった有意義な公演を鑑賞できたということも聞き及んでいるところでございます。また、8月31日には、「演劇：あした、あさって、しあさって」ということを題して、同じく小学生の演劇鑑賞ということで、ゆめりあホールで公演をしたところでございます。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。

中学校の体育大会の結果について報告をさせていただきます。今年全道大会出場は、陸上の男子400メートルに1名、剣道男子団体、同じく女子個人1名、卓球女子個人戦に2名が出場をいたしました。3回戦まで進んだ卓球女子個人もありましたけれども、惜しくも全国大会出場は叶いませんでした。それぞれ全道大会という大舞台を経験しましたので、今後、その経験を生かしていくものと期待をしているところでございます。そして、剣道大会はご承知のことと存じますけれども、本町のスポーツセンターを会場に開催をいたしました。全道の剣道大会を空知管内で開催したのは初めてのことでありまして、尚武会の会員の方々にも協力、支援をしていただき、大会を盛会に終了することができたところでございます。

次に、学校教育関係の学力向上についてでございますけれども、7月12日に学力向上推進委員会を開催し、義務教育期間を見通し、基礎、基本を確実に身につけた、確かな学力を向上させるために、学びなおしの機会や授業以外の学習機会を設けることを確認をしたところでございます。そのようなことから、昨年より実施をしております、長期休業期間中の学習サポート「やまびこ」を、継続実施するというものであります。児童・生徒の参加者数は、小学生で161名、中学生43名、合計204名と、昨年に比べると56パーセントアップの参加をいただいたところでございます。児童・生徒全体の参加率では、小学生で44パーセント、中学生では22パーセントと、小学生が特に多く参加をした状況にありました。特に、個々のつまづきを解消したり、学ぶ喜びを感じてもらうように指導者も先生以外に、教員OBやPTA役員、そして現役大学生の方々にもボランティアとして協力してもらったところでございます。参加をした児童・生徒にやまびこのアンケートをとったところ、参加して楽しかったという回答が77.6パーセントあり、勉強が好きになったと言う回答が、32.9パーセントございました。アンケートだけでは計り知れませんが、子供たちの勉強に関する新たな気持ちと自らわからないところを聞くなど、学習意欲の高まりを感じてもらったというふうに受け止めているところでございます。今後、さらに工夫改善を行い、本町の新たな教育サポートのスタイルを作っていきたいというふうに考えているところでございます。

ここには掲載してございませんけれども、全国学力学習状況調査の関係であります。8月8日に全国の抽出校の結果が発表されました。北海道としては、いままでの学力低下の状況を脱却していくために、道全体や各市町村の学力向上の取り組みや学校現場での対応から、全国平均との差が縮まってきているものの、小学校は全国で46位、中学校では全国38位と、依然、低位置の結果となったところでございます。本町は、希望校ですので、どちらの結果の中にも含まさっていない状況でございます。現在、道教委は、道内の希望利用方式の調査の集計結果等を行なっているところでございまして、今後、抽出調査の結果と合算して、よりきめ細かな分析を行い、年内を目処に公表できる予定

となっていることを申し添えさせていただきたいと思えます。

次に、高校の再配置の関係でございますけれども、2回目の検討協議会が行なわれ、それらの意見を道教委に集約され、昨日、今後の3カ年の計画が発表されたところであり、前回の行政報告でもお知らせいたしましたけれども、本北学区においては、残念なことではありますけれども、奈井江商業高校が平成27年度から1学級減ということで発表されたところでございます。

次に、8月21日に旧道立高等技術専門学院を大規模改修し、リニューアルした空知教育センターのオープニングセレモニーが、管内市町の組長、教育長をはじめ、教育関係者など120名が参加の上、行なわれたところでございます。併せて、教育センター利用以外の部分を、滝川市教育支援センターとして開設をしたというところでもございます。空知管内の教職員の資質、専門性の向上を目指す最適な施設となりましたので、さらなる教育の充実に期していけるものと期待をしているところでございます。

次に、英語指導助手でありますデービッド・バーシュさんは、英語指導助手の契約最終年となる5年目の契約更新をしたところでございます。

次に、学校給食センター関係でありますけれども、北電の計画停電の関係から、給食提供ができなくなる恐れを回避するために、8月23日には弁当持参の日に変更し、同月31日は給食センターでの調理をせず、パン、ソーセージを、ヨーグルトなどの簡易献立による給食の変更をして対応をしたところでございます。

続きまして、新十津川農業高校関係では、7月6日、新十津川町が当番校として、北北海道の農業クラブ意見発表大会が行なわれました。それぞれ、若さあふれる柔軟な発想と将来への自分の思いを意見にして、素晴らしい発表が行なわれました。

次に、去る、8月17日、旭川市で開催されました、北北海道学校農業クラブ連盟技術競技大会がありますけれども、農業鑑定競技、生活科学コースと農業コースから、惜しくも最優秀賞にはなりませんでしたが、優秀賞としてそれぞれ3名ずつが入賞いたしました。そのうち代表2名ずつ、計4名が来る10月24日から、長野県で開催されます全国大会に出場する予定となっておりますので、練習の成果を発揮されることを切望しているところでございます。また、先ほど町長の行政報告でありましたとおり、本町の開町記念式の折に、母村十津川高校の向井校長が来町され、両町村の高校同士の今後の交流を期して、情報交流をしたところであり、当町の白鳥農業高校の校長が母村の水害慰霊祭に出席した佐川副町長、長谷川議長、ほか一向と同行し、十津川高校に表敬訪問をするなど、母村の見聞を広め、今後の交流を円滑にできるよう対応をとってきたところでございます。また、町の助成により、資格取得の状況でございますけれども、2級ホームヘルパーの資格を3年生の24人が資格取得し、修了証書を受けており、アーク溶接・小型フォークリフト研修には、3年生9名が資格の取得をしてございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思えます。

社会教育委員の会を例年になく多く開催しているのは、今後、5カ年における具体的な事業の展開を盛り込むべく、社会教育実施計画の策定に向け協議を重ねていただいている関係でございます。

続きまして、6月17日、青少年健全育成の集いが町民会議とPTA連合会共催により開催され、ラジオなどでお馴染みの金子耕式さんが軽快なトークで、子育てに必要なこ

とについて講演をしていただいたところでございます。作文発表では、中学生の部で最優秀賞に輝いた池田有佐さんが、7月19日に由仁町で開催された、少年の主張空知地区大会に出場したところでございます。

次に、児童生徒母村交流事業でございますけれども、昨年、母村を襲った台風12号により、被災を受けたあと、初めて児童生徒の訪問ということになりました。母村の文化や自然をはじめ、本町生誕の歴史を学ぶことはもちろんのこと、母村の復興、復旧で頑張っている状況などを児童生徒自らの目で確認をし、母村との学校や地域の方々の交流を行い、両町村の絆を一層深めてきていただいたところでもあります。また、例年であれば8月下旬に、母村から中学1年生全員が本町を訪れることになっておりましたけれども、母村の方で、朱主、中学校の今後の交流事業を検討をしたところ、今後においては、3年生の修学旅行を北海道にして、その中で新十津川町を訪問する計画になった旨、連絡がございました。従いまして、母村の中学生は今年と来年は、本町の訪問はなく、再来年となります平成27年度本町を訪れてくれるという予定になってございます。

次に、親子ふれあい造形教室、子ども絵画教室など、夏休み時期に合わせた事業を開催してございます。

失礼をいたしました、先ほど母村の子供は、今年と来年ですから26年に母村の子供が訪れてくるということでございます。27年ではなくて、26年でございます。

それから、次に、芸術鑑賞事業でございますけれども、6月30日に教育委員会主催によりまして、でんじろうサンエンスショーを2回公演で開催したところ、いずれも満場となりました。特に、子供たちへの科学への興味を抱かせる要因となるなど、盛会裏に終了することができたことを報告申し上げたいと思います、

続きまして、アートの森、かぜのびにつきましてでございますけれども、五十嵐威暢さんと親交があります、アメリカのイームズ・デミトリアスさんという芸術家がいるわけでもありますけれども、その方が考えて進めているカイメロカ・プロジェクトというものがございます。それは、ファンタジックなパラレルワールドを世界中に展開していくもので、その印となる銘板を今までに16カ国、86箇所に設置をして進めているところでございます。五十嵐先生との縁から、この度8月4日、世界で17カ国目、日本では初めての設置となります銘板が、かぜのびの屋外、体育館横に設置をし、関係者が集まり除幕式をしたところでございます。どこにもない新たな記念すべき銘板が設置されましたので、徐々にではありますけれども、集客のひとつになっていくものと考えております。

また、昨年と同様に五十嵐威暢さんが中心となって進めております、たるくちデザイン会議が7月7日と8日に開催され、8日には参加をされた約100名の方が、かぜのびを訪問視察に来ていただいております。その折には、徳富区の方々の協力支援をいただき、安全安心で手作りのおいしい豚汁と、ななつぼしのおにぎりを徳富の空気の澄み切った自然豊かな環境の中で食していただき、特に、参加をした都会の方々から大変好評を得たところでもございます。

次に、プールの関係でございますけれども、水中体操体験講座では、21名の方の申込みをいただき、6月21日から7回の講座を開催しておりますし、6ページになりますが、小学生の初心者水泳教室では、37名の児童の申込みをいただき、7月23日から2部構成で各5回開催をしているところでございます。なお、プールの利用につきましては、経

済文教常任委員会の山田委員長の報告書にもありますけれども、隣町であります滝川市のプールが8月末まで改修工事中とのことから、滝川市の学校でのプール授業もできる範囲内で本町のプールで受け入れておりますし、また、滝川市民の方も多く利用している状況でございました。ちなみに、8月までの利用者数が延べ1万1,409人で、昨年と比べ71パーセントアップ、利用料金でも、昨年の倍以上の料金収入となってにぎわっている状況になってございます。

次に、7月8日に行なわれました、第18回ピンネシリ登山マラソンについてでございますけれども、452名ということで、昨年と比べこれまた5割増しという大勢の参加をいただいたところでございます。特に今年は、ピンネシリの土砂崩れにより、山頂コースが42キロから36キロに短縮されたところでございますけれども、参加者のニーズでは、山頂コースに多くの方がトライしてくれた状況になってございます。そして、これも母村からも、青年の方を中心に5名の方が参加をしていただいて、華を添えていただいたところでございます。十津川郷土くんののぼりを持ったりして、マラソンを盛り上げていただいたところでもありまして、5名の参加者も全員見事完走をしていただきました。

次に、7月25日、商工会青年部主催によりますちょうど10回目となる少年野球教室が開催されました。恒例の元読売巨人軍の宮本和知さんと、橋本清さん、そして今年は、吉村禎章さんの3名を指導者として招聘していただき、小学生の野球スポーツ少年団ホワイトベアーズと、新中の野球部員など60名の児童生徒が直接プロ選手から、走・攻・守などの指導を受け、野球をする上での基本を真剣に学び取っていただきました。あらためて、商工会青年部の皆さんと関係各位に感謝とお礼を申し上げるところでございます。

次に、7ページになりますけれども、8月12日に、町内剣道大会が開催されました。小学校の方では、少しずつではありますけれども、会員が増えてきております。このことは、尚武会指導者や学校の剣道指導者である先生、さらには、今年から配置をいたしました剣道指導員の勧誘などが功を奏してきているものと、感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

次に、図書館関係でございます。個人の貸し出しについては、前年に比べ大きく減少している状況でございますが、町内、町外で分析をしてみると、町内における貸し出し冊数や利用人数は、昨年同期と比べ微増の状況でございます。これも、さきの議会の行政報告でも申し上げておりますとおり、滝川市民の利用が減っておりまして、滝川市の図書館利用へとシフトした結果、全体数として減となった状況でございます。なお、8月末現在の蔵書冊数は、一般書、児童書合わせて96,606冊となっております。

8ページになりますけれども、行事関係では、小学校への学級お話を授業時間や読書ボランティアの方々の協力によります読み聞かせなど、本に親しむ環境づくりと読書習慣をつけるべく、読書活動の支援をしていることを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前11時24分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

9 番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9 番 樋坂里子君登壇〕

○9 番（樋坂里子君） みなさんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を 3 点ほどさせていただきます。

まず、1 点目であります。町長にお伺いいたします。医療費の無料化範囲の拡大について、現在、新十津川町は中学校卒業まで生徒が入院、通院共に無料化をしております。もう少し拡大して、高校卒業までの入院、通院の無料化を考えてはと思っております。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 簡潔にまとめた質問でございましたので、簡潔にお答えしようとは思いますが、ちょっと長くなるかもしれません。

いまほどお話ございましたように、乳幼児等医療費助成制度を高校生までという趣旨のご質問でございますが、現状を申し上げさせていただきたいと思っております。

乳幼児等医療費助成制度における対象者の拡大について、北海道では就学前の入院及び通院までと、小学生は入院のみを給付対象範囲として乳幼児等医療費の助成を実施してございます。この部分については、ご承知のとおり北海道から 2 分の 1 の補助を受けているところでございます。ご質問の中でも触れられておられましたように、本町では、北海道の助成制度に、さらに上乘せする形で、平成 22 年 8 月から小学生の通院に加え、中学生の入院までを助成対象とし、さらに平成 23 年 8 月からは中学生の通院までの全額助成と給付対象範囲を適時拡大をしております。

また、女性のがんとしては、乳がんに次いで多い疾患で、唯一予防可能ながんとして言われております子宮頸がんワクチン接種につきましても、平成 23 年 2 月から接種費用の全額を中学校 1 年生から高校 2 年生までの女子生徒を対象として助成をいたしております。

本事業は第一義的には、子どもたちの健康維持・増進、健康管理の充実のため必要と判断される医療費助成を行い、病気の予防や早期治癒を進めようとするものであります。それによりまして、本町における子育て家庭の保健福祉の向上と少子化対策に寄与しているというふうに認識をいたしております。

このような事業目的を勘案いたしますと、義務教育を終えた子どもたちは、総体的には体力の充実によって病気に対する抵抗力が相応についており、平成 23 年度の 16 歳から 18 歳までの国民健康保険の医療給付状況を見ても、1 人当たりの医療費は年間で 5 万円弱でございます。自己負担を 3 割といたしますと、1 万 5 千円弱でございます。

て、この年齢層に対して健康維持のため取り組むというふうなことは、いまのところ必要性としては、必要性といったら語弊があるのかもしれませんが、薄いように判断されるところでございます。よって高校卒業までの医療費無料化範囲の拡大については、現状においては考えてはおりませんので、ご理解をいただき答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） この質問は、各行政区に出向き行った議会報告会で一部の行政区から出された意見でもあります。最近では、高校生まで無料化にしているところも出てきているようであります。本町も、若い人たちの魅力ある地域として活性化と人口増の希望も込めて、先駆けてた取り組みをしてはどうかというふうに思っているところでもあります。

乳幼児等の医療費は先ほどの答弁でありましたように、去年の8月から中学生も入院を含め無料化にしておりますが、300万から400万くらいの支出でないかなというふうに思うのです。高校生も仮に無料化しても、それほど病院に罹ることもないのかなというふうに思ったりしますので、あと300万から500万くらいの助成を行なって、高校生まで入院、通院の無料化を考えてはどうかと思うのですが、これは人口増や活性化ということも兼ね合わせましての質問ですので、その点についても一度ご答弁をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問に対して答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 今ほど答弁申し上げましたように、高校生になりますとそれ相応の体力もついてまいりますので、そういったようなことを考え合わせますと、先ほど答弁したようなことでございます。

また、16歳から18歳までの国保の医療費の給付状況を見てみますと、1万5千円弱ということでございますので、今のところ考えていないと。

ただ、人口増ですとか活性化といったようなことについて触れておられましたですが、これはまったく否定するものではございません。これが一つの要素であることは間違いないと思いますが、今のところこの高校生まで医療費の助成についての拡大することについては、考えていないということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） これからだんだん人口も減っていきまますし、対象者も減ってくるわけですので、ただ今の答弁では、考えてはいないということではありますが、先々のことを考えて、将来的には考え直していただけるように、お願いをして質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 次の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 二つ目の質問は、教育長にお願いいたします。

学校給食費の全額無料化についてであります。学校給食費は、現在年間7,600万円を予算計上しております。学校給食費として徴収している金額は、幼稚園、小学校、中学校、

高校、その他を入れまして、総額が約4,040万円。平成23年度の決算で見ますとそのくらいの金額になっております。それで7,600万から4,040万円を差し引いた3,600万円強が、町の負担となっております。

歳出総額約7,600万円を全額町費として支出し、保護者負担を無料化にしてはどうかと考えます。全額でなくてもよろしいので、できれば一部ずつでもやっていただけないものかということでお伺いしたと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、9番議員さんから質問のありました学校給食の無料化について、私の方からお答えをさせていただきますと思います。

最初に、結論から申し上げますが、給食費の無料化や減額をする考えはございません。

その理由を申し上げたいと思います。学校給食費の経費負担の根拠については、ご存知かと思いますが、学校給食法で定められておりまして、その内容は、給食施設及び設備に要する経費や人件費は、設置者である自治体が負担。その他食材費などを含む経費については、児童生徒の保護者が負担するというふうになってございます。

従いまして、負担の公平の観点なども考え合わせ、食材費等の経費については学校給食法の趣旨に基づき、保護者負担の義務があるわけでありまして。保護者の方々も児童生徒が、給食によって育まれているという認識と、保護者としての責任感や規範意識を持っていただいているからこそ、本町の給食費の保護者負担金の完納が、このように継続しているものと考えているところでございます。

そして、本町の給食費の保護者負担については、空知管内のまちでは3番目に低い給食費で賄っており、平成9年度から現在まで同価格で維持をしてございます。このことは、この機会に申し上げますけれども、給食センター職員や栄養教諭が、安心して食べてもらえるように使用する食材などにも配慮した中、また小麦粉や牛乳などの食材の高騰もある状況でも、鋭意工夫をしながら保護者負担を上げずに頑張ってきているということも、ご理解いただきたいなというふうに思います。

いま、9番議員からご指摘があった数字を交えて、ちょっとお知らせをしたいなというふうに思っております。学校給食運営の管理費と給食提供に係る総経費は、いまほどもご質問の中にもありましたように、7,640万円でございます。そしてそのうち保護者負担金が、去年の決算で4,040万円というかたちになってございます。それで、本町は幼稚園から高校まで給食を提供してございますので、1年間の給食の総提供食数、いわゆる、全部を累計すると17万1,342食でございます。幼・小・中・高校などで保護者負担金の単価は異なりますけれども、単純にいまほどもご質問の総決算額を、総給食提供食数で除きますと、割りますと、一食平均426円がかかっているということになるわけでありまして。先ほどの保護者負担金4,040万円を一食当たりで換算すると、236円負担願っているということになります。これは、それぞれ幼稚園は副食だけでありましてけれども、単純にあくまでも1食当たり単純に割ると236円ということでありまして。

従いまして、今も9番議員から質問あったものを、ちょっと一食当たりの単価に置き換えますと、426円かかっている給食費用のうち保護者負担金が236円、全体で55パーセン

ト負担をいただいているということでございます。それでその残額190円は、行政で負担をしている。いわゆる45パーセント相当分は、自治体で負担をしているということになります。自治体で負担をしているということは、いろんな経費もありますけれども、税金で負担をしているということも置き換えられますので、その辺も考慮していただきたいなというふうに思っているわけでありませう。

ですから、保護者負担金が55パーセントで、行政がその設置者の負担金として、税金を活用するというか、町全体の予算の中で45パーセント、児童生徒のための給食として一部負担をしていますよということでありませう。

以上のようなことから、学校給食法の考え方を基本にそえておりますので、私としては、給食費の無料化、もしくは減額の考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思うところであります。以上申し上げまして、9番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 三番目の質問に行きます。

町独自の自然エネルギーの考え方について。原発に頼らないエネルギー政策を行うため、町として町独自のエネルギー政策を考えたことがあるのかお伺いいたします。あれば、どのような方法か。

また、なければ今後のこととして対策を考えていかれるのか、現状のままの電力にゆだねていくつもりなのか。その点についてお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、三つ目の質問でございますけれども、町独自の自然エネルギーの考え方についてということでございます。

今ほどご指摘のありましたように、東日本大震災による福島第1原発事故を契機といたしまして、エネルギー環境政策が大きく変わろうとしております。原発の新設も難しくなっておりまして原子力への依存が下がり、その代わりとして自然エネルギーを可能な限り増やしていくということが、今、求められているのではないかと感じております。

ただ、現段階の自然エネルギーは未知数でありまして、例えば、発電コストはどうかとか電力の安定的な供給に支障が無いのかなど、こういったことも検討をしていくことも、今検討されているのかと感じております。

そこで、町独自でエネルギー政策を考えたことがあるのかということでございますが、実は過去に考えたことがあるのです。

風力発電事業や太陽光発電システムの設置事業者から紹介もございまして、そういった中で建設可能な土地の照会もいたしたところでもございます。ただ、本町の風力発電量や太陽光発電量を調査しますと、採算性が合わないというのが実態のようでございますので、実施には至っていないということでございます。

ただ、例えば、再生可能なエネルギー的なことを申し上げますと、徳富ダム建設受注業者が、廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料として精製し、工事用連絡車などに使用した経緯がありまして、現在は、明和会でこれを引き継いで自動車燃料として再利用をしております。

また、中空知衛生施設組合「リサイクリーン」では、ご承知のことと存じますが、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業として、生ゴミから生じるメタンガスを使用した発電を行い、場内の動力源に供給しております。こういったようなことにも、本町単独ではございませんが、広域的な施設の中で活用もされてきているところです。

そういった中で、近年は小水力発電が注目をされているようですが、これについては、投資に見合う効果があるかどうか、あるいは、実は水利権ですとか河川法、電気事業法等の手續等々、課題が沢山あるようでございますので、このことを見極めながら進めてまいりたく、この他にもバイオマスの活用ですとか、雪エネルギーの活用など、地域の特性を生かした自然エネルギーもありますので、採算性なども含めて、将来的な可能性を十分勘案し検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、自然エネルギーの段階も、まだ100%確立されているものではないというような状況下もあるわけでございますから、そういったようなことを、民間の方でもいろいろと研究をされているようでございますので、そういった情報を入手しながら、可能であれば自然エネルギーの活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町でも考えたことがあるということをお聞きいたしました。是非、自然エネルギー、再生可能エネルギー導入を前向きに考えていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 町長の方から、何かございますか。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

次に、2番、西内陽美君、登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、4点の一般質問をさせていただきます。

1点目は、新十津川町防災計画についての質問をさせていただきます。

9月1日は、大正12年のこの日に起きた関東大震災の教訓を忘れないようにと制定された防災の日であります。新十津川町でも8月26日に防災センターにおいて、多くの地域の方々の参加を得て平成24年度総合防災訓練が行なわれました。沼田から砂川付近の断層帯により震度6強の地震が発生。火災や家屋倒壊による下敷きなど、多くの人的被害が発生という想定で行なわれました。訓練が進められる中で何点か気になる箇所があり、訓練終了後に確認をさせていただきました。

一つは、災害対策本部設置に係る時間でございます。訓練では、地震発生後12分で設置された設定でしたが、万が一、実際に災害が起きたときには、何分かかるのかという問いかけをさせていただきました。町の職員にメールで発信するので約10分で可能だと

の回答があり、訓練どおりでございました。

二つ目に、自衛隊への災害援助の派遣要請が空知振興局を通してなされることであります。これに対しては、緊急時には、新十津川町の災害対策本部長である町長から、直接、滝川駐屯地に要請ができるようになっているとのことで安心をいたしました。

気になったこと、不安を抱いたことが、何より大切な命を守る非難についてであります。訓練では、橋本、みどり区で自主防災組織をもとに自主避難をはじめ、民生委員、行政区役員が、災害時要援護者を非難誘導しているという想定でありました。現在、新十津川町内11行政区のうち、自主防災組織を作っているのは3行政区。災害時要援護者の把握に取り組んでいる行政区は2行政区と聞いております。防災訓練の設定にしては、町内の現状とは大きくかけ離れているものでした。

そもそもの訓練とは、最悪の状況に備えて行なわれるべきでありますし、訓練以上のことは、突然の災害時にはできないものであると考えるべきです。それとも今回の設定は自主防災組織を立ち上げ、災害時要援護者を行政区で把握していれば、非難誘導が困難なく進められて、安全に非難できるのだというデモンストレーションだったのでしょうか。

いずれにせよ、災害が発生し、いざ非難をとという際に求められるのは、まず、自らの身の安全は自ら守る、自助。地域や身近にいる人どうしが助け合う、共助であります。ここに行政の公助が、どのように係わっているのでしょうか。災害時に行政が行なうことは多岐にわたっておりますが、自助、共助の精神を育てる方策を住民に示していくのも公助の重要な役割であると考えます。

そこで、地域の防災力を強化するために、町はどのような取り組みをされているのでしょうか。

また、非難計画、避難所運営に関しまして、24年7月4日付けの毎日新聞の社説に、23年9月28日、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震、津波対策に関する専門調査会が取りまとめた報告が載っておりました。

地域の防災会議に、女性委員を積極的に登用し、これまで繁栄が不十分であった女性の視点を取り入れる事との配慮が盛り込まれたとありました。政府がまとめた24年版、男女共同参画白書によりますと、東日本大震災でも、被害の影響や非難の仕方などに男女間で違いが見られたとして、例えば、一人で非難した人の比率は男性が多く、数名でまとまって非難した人は男性の64%に対し、女性は82%と大半を占めたそうでございます。地域の方々との関わりがより強いとされ、普段から育児や介護に接する機会がより多いとされる女性を、防災計画の策定段階からメンバーに加えることで、地域における多様な視点を繁栄した現実的、かつ継続的な対策が実現し、併せて、地域の防災力向上が期待できますことから、現災や被災後の支援、救援活動に大きな効果を上げることにつながるという認識は、もはや社会の常識になってきています。

また、災害時の物資の備蓄に関しましても、妊娠されている女性や乳幼児を含む子供たち、あるいは、ご高齢者等の方々の生活をよく理解されているので、必要な物資の種類や数量、さらには物資の中でも個人で予め準備しておくもの、又は、行政が準備する物との見極めにもたけているといわれています。

新十津川町防災計画に定めている防災会議の委員29名のうち、女性は1名です。それ

で、配慮が必要な災害弱者と言われる方々への支援は、十分に行き届くとは思えません。

町では、乳幼児やご高齢者、障害のある方々、つまり、防災訓練があっても参加できない方々に安全に非難していただくために、どのような方策を講じられているのかお伺いいたします。

また、東日本大震災では、長期にわたる避難生活でのご苦勞が毎日報道されてきました。避難所での不都合やストレスも多く取り上げられていました。

新十津川町の避難所はどうでしょうか。今年度から耐震診断が始まりますが、指定された行政区会館の中にはバリアフリーではないため、車椅子に対応できない施設があります。広間が板張り状態で横にもなれないとか、冬季は水抜きをしても凍結をする。トイレが男女共同であるなどの不便や、水害時の避難所としては不安であるなど、数々の問題や課題があります。

このような状況で、果たして避難所として機能するのでしょうか。あつてほしくはない災害ですが、万一災害が発生し非難しなければならない状況になったときのために、耐震性能の強化、改修に併せて、行政区会館の改築も視野に入れた見直しが必要と考えますが、どのような方向性をお示しになられますか、町長にお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま、2番議員さんから新十津川町防災計画についてのご質問がございました。大きく分けまして、この質問の中に4つほどに分類することができると思っておりますので、一つずつ質問の項目に従いましてお答えを申し上げたいと思っております。

まず、1つ目の災害時の要援護者の把握及び登録についてでございますが、今ほどご指摘のございましたように、橋本区、文京区、中央区の3つの行政区におきましてセーフティネット、要するに、支援者台帳の事業を進めておりまして、菊水区におきましては、セーフティネット事業ではございませんけれども、福祉部が中心となり災害弱者の把握に努めていただいております。

また、各区を担当する民生委員の方々にも、災害時に限らず日頃から支援を必要とする方々について、相談・支援に当たっていただいております。民生委員と連携をしながら、要援護者の把握を進めている行政区もありますが、個人情報保護の観点から、情報をどのように適正に管理し取扱うかについて、苦勞されていると聞いておりますので、管理運用の方法について情報を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

この他、高齢者地域生活支援方策検討会議の中においても、見守り体制の構築という観点から、現在、町、行政区、民生委員、社会福祉協議会の連携の中で方策の検討が進められているところでもございます。

次に、2つ目の防災上における地域コミュニティのあり方についてですが、災害時における自助・共助につきましても、今ほどの8月26日の防災訓練の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、まず基本は自助。自分で身を守る自助です。その次に、共助。隣近所の付き合いといったようなものが求められてくるわけでございます。助け合うということが求められているわけでございます。先般、行政区長連絡会議の中でも区長さ

んと意見交換させていただきましたが、近年は過去に比べて交流の機会が減っているという意見が多く、要するに、地域の中で交流の機会が減ったという意見が多くありました。つながりが薄くなった。というご意見でございます。このことは我が町ばかりでなく全体的なことなのかもしれませんですけども、そういったコミュニティの希薄化といったものが、やはり我がまちにも押し寄せてきているのかなというふうな感じもしております。

災害時の共助につきましては、やはり日頃から顔を合せてコミュニケーションをとることが大切であるというふうに考えております。その手段といたしまして、行政区活動支援交付金の中の文化づくり事業を実施して、地域交流を深めていただければと思っております。例えば、盆踊りを復活させたり、演芸会を実施したり、区内のコミュニティ活動を積極的に進められている行政区もございますので、今後もコミュニティの醸成が図れるよう支援を続けてまいりたいというふうに考えております。こういった日々のつながりが、いざといった災害時において、共助といったものにもつながっていくということになるわけでございますので、いきなり災害が発生してから共助といっても、なかなか取りつきづらい面もありますので、日頃からのつながりが最も重要であるというふうに考えております。

次に、3つ目の防災力強化対策の取り組みでございますけれども、これまで自主防災組織を立ち上げた行政区は、さきほどご指摘ございましたように、2行政区であります。自主防災組織の立ち上げは難しいという行政区もある様でありますので、これからは自主防災組織の必要性を認識していただきながら、災害時に機能する組織となるよう支援してまいりたいというふうに考えてございます。また、これまで防災士や防災マスターの資格取得の奨励と助成も行っていました。既に資格を取得された方が28名を数えてございますので、こうした方々のお力もお借りしながら防災意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4つ目の質問でございますけれども、避難所の関係でございます。多様な住民生活に配慮した避難計画、避難所運営についてでございますけれども、避難所においては、避難された方が少しでも快適な環境で過ごすことができることが、ご指摘のとおり大切でございます。しかしながら、我がまちにおいては、ゆめりあ等の公共施設の避難所においては、障害者への対応やバリアフリーの施設となっておりますが、行政区会館の避難所については、まだこれらの対応が進んでいないというのが実態でございます。

そこで、行政区会館につきましては、本年度の予算において耐震2次診断を実施しております。診断結果をもとに改修計画を策定することとなりますので、この改修計画の中で建物の構造的な課題も勘案の上、段差の解消ですとか、手摺の設置ですとか、トイレの改修を実施し、障害者や車いすを利用する方たちにも易しい施設となるような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。このことから、改修までのしばらくの間は、ゆめりあや学校等のバリアフリー化された避難所に避難をしていただくことで対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、本年度地域防災計画の見直しを行うことといたしておりますので、これらの課題を踏まえ、地域防災力の強化が図られるよう、策定業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

そこで、先ほど防災会議の委員のメンバーに女性が一人ということでございますけれども、今後については、女性のいろいろなお声を聞けるような対応をしてまいりたいと考えますが、現状の委員さんは委嘱期間がまだ満了となつてございませぬので、そういったことも十分配慮させていただきながら、今後の防災会議の進め方について見当してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 再質問させていただきます。地域の方々は、ご高齢者、ご高齢の単身世帯、あと、お体に不自由があったり、健康に不安のある方々を大変心配していらっしゃると思いますが、なかなかその実態を知ることができません。ただ今、町長からもお話がありましたように、個人情報保護法が壁になっているようでございます。ご自身がかたくなに拒否されているという場合もあります。ですが、情報の中には、知られたくない情報もあれば何かあった時には知られていないと困るというものが必ずあるはずで

す。また、この災害時要援護者登録名簿の作成が目的ではありません。登録することで地域の日頃からの見守りや支援活動が確立され、災害時はその方のニーズにあった支援活動ができるようになるのだと考えております。町民の防災や地域コミュニティ、まちづくりへの関心が高まっている今、この時期にこそ、町民に災害時要援護者の取りまとめの重要性と、その情報の信頼できる活用を積極的、かつ、具体的に推奨されてはいかかでしょうか。

また、女性委員の登用についてお話がありました。防災会議への登用についてですが、防災会議条例に定めております委員は、指定行政機関の長や北海道警察、副町長、教育長、消防支署長、消防団長、自衛隊部隊、又は、機関長、水道企業団企業長という方々が任命されることになっております。言葉は悪いですが、いわゆる充て職であり、ここに女性の登用を望めるものではありません。可能なのは町長がその部内の職員のうちから指名するものと定めている枠か、本年7月30日に開催されました第3回新十津川町臨時会におきまして承認された新十津川町防災会議条例第3条第5項に加えられた第11号自主防災組織を構成するもの、又は、学識経験のあるもののうちから町長が委嘱するものと定めた枠であろうかとも考えます。

政府目標では、2020年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合、あらゆる政策決定の場に女性を入れる割合を少なくとも30%にすると決めました。町でも、是非、女性の意見を取り入れるための工夫をしていただきたいと思います。

また、防災士にも触れられましたが、24年の2月の総務民生常任委員会で23年度にこのメンバーが中心となって地域防災会議が発足されたとの話がございましたが、防災計画に定めてあります防災会議及び災害対策本部組織図のどこに属しているのかが読ませていただいたのですがわかりませんでした。防災士は、地域防災に携わるリーダーです。防災士の処遇も含めて町民との協働のもとで、新十津川らしい防災に関する計画の制定を望んでいますが、今回の質問の趣旨を反れてしまいますので、また別の機会にお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどの質問に戻りますけれども、もう少し具体的に町民の方たちに要援護者カード

の重要性を進めるようなお考えについて、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 要援護者の把握につきましては、これは災害ばかりでなくて、午前中に笹木委員長さんからの政務調査報告の中に触れておられましたように、災害ばかりではなくて汎用性をもった広い意味で考えたいと思います。例えば高齢者の孤立化を防ぐというふうなことが災害時においても重要視されてくるということにもつながるわけですので、広い意味で要援護者の把握に努めれば、緊急時の場合も速やかに対応できるものと考えます。

このことは区長さんにも再三お願いをいたしておりますし、また、区長会議の中でもいろいろと議論をさせていただいているところでもございます。

ただ、ご質問の中でもあったように、どうしても私は、こういったことは知ってほしくない、知られたくない。そういったような方々も中にはいるようでございますので、そういった方については、法的になかなか難しい部分もあるわけでございますけれども、それはそれといたしまして区長さんとも連携をとりながら、そして、理解を示していただきながら、行政区ごとに要援護者が把握できるような体制づくりを早いうちに進めていくことも考えていかななくてはならないと思っております。理解を深めていただけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

それと、防災会議への女性の参加ということでございます。確かに、充て職ということになってございます。今後どのような形の中で女性の意見をより多く取り入れていけるのかという点につきましても工夫してみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に移ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） それでは、質問の2点目でございます。会議の公開について質問させていただきます。まちの憲法といわれる新十津川町まちづくり基本条例がすっかり町民の中に浸透し、深く理解されてきました。この条例のもと郷土のまちづくりが進められていくのですが、一つ残念なことがあります。

町にはいくつかの審議会が存在しているはずですが、その数や審議会そのものの開催期日、内容と結果、審議会を構成する委員名簿等が一切公表されていないのでございます。

例えば、新十津川町総合行政審議会や特別職職員報酬等審議会、都市計画審議会等、それぞれの条例の中で審議会の設置を定めておりますが、審議会以外の町民にはわからないようになっております。

私が調べましたところ、たった一件、新十津川町環境審議会のみが会議の日程や議事の内容、委員の名簿が公開されておりましたが、審議会委員の2年間の任期が23年7月31日に終了すると同時に、新十津川町総合行政審議会に包括されたために、とうとう公開されている審議会はなくなってしまいました。

新十津川町まちづくり基本条例の中に、町の説明責任について触れ、執行機関は重要

な政策及び計画の策定に当たっては事前にその目的、趣旨等を町民にわかりやすく説明すると明記してあります。また、公正かつ公平で透明性の高い町制運営の原則を定めております。町民にかかわる内容の会議でありますから、個人情報飛び交うような人事案件は除外するとしてどんな審議会があるのか、何を何回、誰が審議しているのかを町民に広く公開することで町民のまちづくりへの関心が高まり、町が推し進める協働のまちづくりに大きく寄与するものだと考えます。

繰り返し申し上げますが、新十津川町まちづくり基本条例はまちの憲法です。この憲法に則って審議会の会議名、開催日時、場所、議題、構成委員名を事前に公表する責務が町にあると考えます。それとも公表をするものとししないものとの基準等があつて意図的に公表されないのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 会議の公開についてということで、2点目のご質問でございました。

まちでは多岐にわたる行政政策において、多くの住民の皆さまからご意見を伺うように取り組んでまいりました。中にはその性格上、町民の代表者の方に特定課題を審議していただいている組織もございます。

現在、まちの条例・規則等で定めている審議会は7つございまして、法令等に基づいて設置している3つ、都市計画審議会、国民健康保険税審議会、廃棄物減量等推進審議会と町独自で政策的に設置している審議会が4つとなっております。後段の審議会は、従前はもう少し多かったですのですが、まちづくりに関する諸方策を体系的、総合的に審議していただけるよう平成22年に総合行政審議会として統合をさせていただきました。この他にも、特別職職員報酬等審議会、中小企業事業資金保証融資あっせん審議会、政策審議会が設置されております。

ご質問にありました、それぞれの設置目的ですが、法令によるものはその趣旨に沿った設置であります。例えば、特別職職員報酬等審議会については、議員と町長、副町長の給料について審議するなど、法令に定めがなくても町長の附属機関として必要な組織として各審議会を設置しているところでございます。

各審議会の傍聴についてでございますけれども、一部の個人情報に関わる審議では不可となる場合もあります。例えば、中小企業事業資金保証融資あっせん審議会、こういった審議会は、融資希望者の会社の財務内容にも係わることにもなりますので、こういった審議会については公開ということにはなりません。それ以外については、基本的には公開といたしておりますので、それぞれの審議会において会長の承認を得て、傍聴することは問題がないものというふうに考えております。

ただ今、ご提案のあったように、事前に日程や審議内容を公表してはどうかという件につきましては、第5次総合計画の主要施策で行政の情報発信を推進することといたしておりますので、出来る限り、住民の皆さまに会議の情報をお知らせできるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

ただし、先ほど触れました個人情報に関わる内容が中心の審議や、状況の変化がなく

数年間未開催の審議会もありますので、すべてを傍聴できるものでないこともご理解をいただきたいというふうに思っております。また、開催時期が不定期で広報等への掲載が困難な審議会もございますので、ホームページや防災行政無線などでも補完できれば対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただいまお答えいただきました、これから広報が間に合わなくても、例えば、役場の玄関前ですとか、そういったところに手書きで書いてもらって、公表できるようなシステムもお願いしたいと思っておりますし、できましたら、会議の開催場所は、ご高齢の方でも足腰不安のある方でも、不自由なくお出かけできるような場所での開催をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、3番目の質問に移ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 3番目の質問です。親水公園の設置についてお願いいたします。

今年には本当に暑い夏でありました。小さいお子さんとお母さん方は、この暑さをどう過ごされたのでしょうか。7月から8月にかけて議会の研修で町内外を問わず、いろいろな市町村や施設を訪ねる機会が多くありました。その先々で水遊びができる公園や施設を目にいたしました。幼い子供たちが無邪気に水遊びに興じているその傍らでお母さん方がにこやかに見守っていらっしゃるお姿は本当に微笑ましいものです。大掛かりな施設である必要はありません。はだしで水遊びができるぐらいに浅く、よどまない程度に水が流れているような遊び場を、幼い子供たちに与えてあげたいと考えます。

同時にそこは、お母さん方の集いの場になります。お互いの子供たちの成長を喜びあったり、心配事を相談しあったりしながら、みんなでみんなの子供たちを育てる仲間づくりの機会を創出することにもつながります。水に親しむことで育つ感性や、親たちが和やかに談笑する姿を見ながら遊ぶ経験は、子供たちを必ずやさしい感情に満ちた大人に成長させてくれるはずです。

幼い子供たちが水に親しめる公園と、親たちの集いの場を兼ねた親水施設を児童館に検討してはいかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、親水公園の設置についてということで、ご質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思っております。

今ほど、ご指摘ございましたように、今年には本当に猛暑でございまして、視察先でもって親水的な公園の中で微笑ましい姿をというふうなことでございますけれども、それに加えまして、札幌市の大通公園にある噴水がテレビで放映されておりましたが、今年には非常に暑いせいか、ああいった施設は効果的であったと実は思いもいたしております。

ただ、そうは言いながらも、なかなか厳しい状況下にもございますので、これからお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、公園の現状を申し上げます。

現在、本町では、都市公園が12箇所、河川公園として1箇所、農村公園として1箇所、その他の公園として3箇所を設置しております。来園者の憩いの場所として利用をいただいております。

また、当然のことながら、利用者の安全を確保するため、公園の維持管理の中で施設の安全点検を実施し、遊具等による事故発生の予防にも努めておりますし、今後、公園施設の長寿命化計画を策定いたしまして設備の更新や修繕を効果的、かつ、効率的な方法で実施できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、水と親しめる公園施設でございますが、本町では、過去に中央公園とふるさと公園に水と触れ合う親水施設として、噴水とせせらぎ的な流水のある遊歩道を整備し、町民の皆様はもちろんのこと、町外からの来町者にも憩いの場としてご利用いただいております。

しかしながら、屋外施設ということもあり、何よりも危険防止及び衛生管理の面から安全対策が十分に行うことが大変難しく、また、施設や設備の維持管理に多大な経費を要することから、施設の使用を中止せざるを得ないと判断し、やむなく廃止した経緯もございます。

特に、中央公園の噴水施設等については、いたずらでしようが、ガラス類をあそこに投げられたというふうなこともあって、非常に危険極まりないというふうなこともあって、止む無く廃止したものでございます。

そこで、ご指摘のありましたように、親水施設の有効性は十分に認識いたしておりますが、このような状況から、現段階では新たな施設の設置を含めて、既設公園においても人工的な水辺空間を整備するようなことは考えておはりません。

ご指摘のとおり、児童館周辺にということでございますけれども、児童館については既成のプール等で小さな子供たちが水遊びできるような、そういったことも取り入れておりますので、今後もそのような方向で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、ふるさと公園内には温水プールがございまして未就学児童等も利用できる浅いプールがございしますので、快適な環境の中で利用することも可能だということもご理解願えればなというふうに思っております。

さらに、親水という観点から申し上げますと、本町には河川が多いためでございますので、自然と触れ合う機会を作ることで、水辺空間や生態系に対する意識付けや動機付けというか、そういったことも醸成されますので、自然環境の大切さを実感するきっかけにも繋がるというふうにも考えております。

ただ、当然のことながら、自然河川は未改修部分もございしますので、安全面での環境整備も行き届いている状況ではございません。河川区域内では危険な箇所もありますので、十分な注意が必要となりますから、適切な安全確認を行って利用していただければなというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、非常に安全面といったものが最も重視されるわけでございますので、こういったことを考慮していただきながら、ご活用していただければというふうに思っております。

そういった中で、人工的な親水施設を新たに設置するということについては、今のと

ころ考えてはおりませんので、ご理解の程お願いを申し上げたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただ今、町長ご答弁をお聞きいたしました。人工的な設備を新たに設置するお考えは無いとのことでした。乳幼児の遊び場として、私が真っ先に連想したのが児童館でしたので、児童館と申し上げましたが、例えば今お話出ました中央公園でございますが、児童館は無理でも他の場所なら検討の余地があるようなお含みがあったように思いましたので、中央公園を提案させていただきますけれども、中央公園は、歴史と文化が薫り高く美しく洗練された公園でした。昔はそうございましたが、いまは木々がうっそうと茂っておりまして、外からは見通しが悪く非行や犯罪の温床ともなりかねない景観を要してきております。

中央公園の木々を涼やかに剪定して、乳幼児が安全に水遊びできる親水公園として、整備し直すようなお考えは無いでしょうか。

また、噴水に関しましては、その中に入って乳幼児が遊ぶとか、また、ふるさと公園の大きな石組みの中で小さなお子様が遊ぶということは、ちょっと考えられませんし、また、さらに、今お話がありました自然の川での遊びは、なおさら安全性に問題がありますので、ちょっとそこは無理ではないかと私は考えます。

中央公園を整備し直して、もう少し親水施設を組み入れるようなことは考えられないでしょうか。お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 中央公園の親水施設の件でございますけれども、先ほども申し上げましたように、問題はその管理が一番大事で、そこに管理人を常駐していれば過去に起きた事例がなかったわけでございますけれども、なかなか管理人を常駐させるということは至難の状況下でございますので、そうすると過去に起きたような事件が再発するということも考えられます。

先ほど申し上げましたようなことで廃止をさせていただいたということでございます。なかなか管理上の問題等があつて、非常に厳しいのかなというふうに思っておりますので、今のところは現状の中で管理したいと考えております。中央公園は歴史的な公園でございますので、現状の公園として維持をしてまいりたいということです。

ただ、ご指摘のあつた、木々がうっそうとしているという話ございましたが、この件については、剪定することは可能ですから、それは剪定して、犯罪とか事故の防止というふうなことにつながるといふことであれば、それは当然として進めて行くことはやぶさかではないので、そういった方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

持ち時間も少なくなつてきておりますので、最後の質問は手短にお願いします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 手短にお願いいたします。後の質問でございます。

全国的に波紋を起こしている、いじめの問題について質問をさせていただきます。

平成19年6月の町議会定例会におきまして、本町の児童生徒が平成18年度中に、いじ

められたことがあると答えた割合が、小学生で9.6%、中学生で5.1%という衝撃的な数字が示されました。その後は、本町においては、いわゆる、いじめは無いとの議会答弁であったと認識しておりますが、19年度の調査結果の数字はその後、どのように推移されたのでしょうか。5年が経過いたしました。今、全国各地でいじめが原因となっているのではないと言われる子供の自殺が、社会問題になっております。いじめはどこにでもあるとの認識で事に当たるのが現実的な対応方策であると考えます。

いじめの形態や対象が多様化してきております。携帯電話やインターネット上での誹謗中傷、書き込み等、大人がなかなか気づきにくい、いじめも横行しているようで、いじめはあとを絶ちません。

私からは、いじめの対応として、一つに、学校は児童会、生徒会活動により学校ぐるみの運動を推進する。さらにそれをPTAや地域参観日、学校便りの町内回覧等、あらゆる機会や組織を活用して地域への発信を行なう。

二つ目に、家庭は、いじめ行動を幼少期から強く否定する指導、子育てを実践する。

三つ目に、児童、生徒にいじめの実態に関する調査を定期的実施し、自殺など大きな事故に発展しないよう配慮する。

この三点を提案いたしますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、2番議員さんから私に与えられた、いじめ問題の質問にお答えを申し上げます。

最後に、2番議員さんから3点、町内会への周知。さらには、幼少期での実践。さらには、児童、生徒の定期的な実施というような、提案質問もありましたけれども、まず、町内会というのですか、広くそういう部分については、学校便りという部分で、学校の状況を校長が編纂したものを毎月1回、それぞれ定期的に回覧形式でありますけれども、配布をしております。そのことについては、毎回、いじめが載っているということではございませんけれども、学校の状況、そういうものを学校で起きている内容を周知しているということもお含みおきをいただきたいなというふうに思っております。

さらには、教育委員会ばかりでなくて、安全安心推進協会だとか、各行政区においても、あいさつ運動という部分だとか、いろんな形の中で子供たちの見守りだとか、そういうものをご支援、ご協力をいただいている行政区さんには団体が数多くありますので、そういう部分の中で、子供の見守り、そして、健全育成ということで配慮をいただいておりますので、そのことも承知されてる部分もあるとは思いますが、そういう部分では、実践の一つということで考えているところであります。

それから、幼少期の実践ということでありました。このことについては、直接的には教育委員会がかかわりづらい部分でありますけれども、特に、町長の政策の中で、絵本ふれあい事業というものを進めております。先ほども経済文教常任委員長の方から、家読ということがありました。そういった中を進める部分では、ブックスタートとも関連するわけでありまして、親御さんが子供と触れ合って、親しみながらそういう絵本と触れ合って、子供の大切さ、そして子供が親に抱かれて育てられていくという愛情

が脈々とつながっていくのではないかなというふうに考えておりますし、その後も幼児期にふさわしい本、そういうものが読みやすい環境ということにも、実践ということで図書館の方でもやっておりますし、いろんなボランティアの方にも、学校の方に来て児童にも読み聞かせをしているという状況になっておりますので、そのことを、まず、お知らせをしたいなというふうに思っております。

最後にありました、児童、生徒の定期的な実施ということについて、回答をしたいなというふうに思っております。

まず、いじめのことについては、本年第1回定例会において3番議員さんからも類似した一般質問もありましたけれども、その後、大津市のいじめにより生徒が自殺、自ら命を絶つという痛ましい事件があったのを始め、その後も全国で相次いで発生していることが起因して、今回の質問になったのではないかなというふうに思っております。

いじめによる自殺は、教育を携わる者として大変悲しく残念なことであり、そして、このことは人ごとではなく、問題や悩みの解決方法を自らの命を絶つということに求めたことを深刻に受け止めております。

本町においても、常に、学校との情報や連絡を密にし、また、必要な措置や指示をしながら対応をしているところでありまして、2番議員さんもお承知されているとおり、児童・生徒のいじめの実態は、現時点では無いことを申し上げておきます。

ただ、いじめの状況の調査という部分での質問もありましたので、その内容についてお知らせをしたいと思っております。

道教委では、平成18年度大きくいじめの捉え方が変わって、毎年全国的に調査をしております。今ほどは19年の数値ということで質問の趣旨がありましたけれども、その後も毎年いじめの調査をしているところであります。例年は5月、6月の年度に入ってしまう時期に一斉調査ということで調査をしているところであります。内容は、小学生は、低学年、中学年、高学年に調査項目が分かれており、聞き取り方式で調査を実施しているということでもあります。中学生は、全学年共通調査項目で配布回収方式と併せ、対人関係の個別面談で実施をしております。調査項目は、4月から6月までの時点で、新学年だとか進級して間もない時点で、いじめられたことがありますか。さらには、いじめは許されないと思いませんか。など7項目で、それぞれ、ある、なし、という択一方式で調査を実施しております。調査結果は、今年度いじめられたことがある。と答えた児童生徒。このアンケートの調査の結果では、小中学校全体で19年度より多い15.5%ありました。

この、いじめの文部科学省の定義について、ちょっと触れたいと思っております。今ほど質問の趣旨にもありましたけれども、いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行くと、これが18年度から変わった内容でありますので、何か特別な問題や背景があるからいじめが起きるわけではなく、問題の有無とはさほど関係なくいじめは起き得る、ちょっとしたきっかけでいじめは起きてしまう、広がってしまうのが実態であるため、数値的にはいたずらやふざけなどの些細なことでもいじめはあったということになります。したがって、この15%という数値になってございます。

しかし、このいじめの調査はやりっぱなしということではなく、結果の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握できたものと考えております。

特に、この調査は、小学生については聞き取り調査ということですので、クラス担任がしっかりといじめの背景や要因なども把握し、いじめられている子どもの状況、さらには、反対にいじめている子供のそういった要因だとか背景を確認し、双方のクラスの中でのいわゆる仲間づくりをしっかりと全力で取り組んでいるという状況になってございます。

また、学校経営計画でもいじめを絶対許さない。命の尊さ。いじめられている子どもを守る。この3点を大きくいじめに関する重点目標に取り組んでおりますし、更には、生徒指導部を始め、学校体制の中で組織的に対応をしております。

また、文部科学省は、新年度からスクールカウンセラーを増員し、いじめ問題を対応した人的配置をする考えも先日発表されております。ご承知のとおりと思いますが、幸い本町は昨年度からスクールカウンセラーの配置が叶っておりますので、より専門的な相談や指導が受けられる体制が整えられております。

今まで説明をいたしました取り組みや指導体制の中からは、現在は、しっかりクラス担任がそういう子供の状況を把握している状況にあり、過去にあったけれども、今は、適正に仲間づくりを行っているということになっておりますので、今はいじめられている実態は無いという事をあらためて申し上げたいと思います。

今後とも各学校に、いじめを起こさないために正義感や命の大切さや思いやり、人の痛みや苦しみ、悲しいといったものを日常の授業での指導や学年や学校全体で指導を継続的に行なうと共に、日頃から児童生徒の立場に立った親身の指導を行い、児童生徒が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるように、最大限配慮しながら、さらには、学校と家庭が連携しあって取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

いじめは、本当に小さいうちに摘むということが一番大事な事だというふうに思っているところであります。

なお、携帯電話だとかパソコン等ネットによるいじめに等に発生する書き込みについては、道教委が実施しておりますネットサイバーパトロールというものがございまして、未然防止や監視を行なっており、いじめによる書き込みは今のところは無いという状況になっております。

ただ、最近は携帯電話だとかいろいろな機種の中ではブログだとか、いろいろな新しいサイトがあって、そういう新たなものに対応していくというのは、非常に難しい状況になっておりますけれども、携帯電話については、小中学校共に持ち込みはさせない、学校では使わない。必要は無いということで、学校には持ち込みはしていないということをお知らせしておきたいと思っております。以上を申し上げまして2番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今後も本町の子供たちが健やかに育っていくために、最大の注意を払っていただいて、恵まれた環境の整備をお願い申し上げて、私からの、すべての質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩といたします。

(午後2時17分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時30分)

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、一般質問を行ないます。

8番、後木幸里君。登壇の上、発言願います。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 議長の指示がありましたので、町長に対し一般質問をいたします。

先に通告申し上げてありました、終着駅を活用しながら町の活性化をとの表題に関連しながら、質問を進めたいと存じます。

近年、我がまちや近隣市町村において、少子高齢化による人口減少はとどまることなく進行中であります。私は、このような事象については、自然現象という捕らえ方をしております。

人口減少について、国内の自治体や企業などにおいては、それぞれ努力をされているが、なかなか成果が上がらないようであります。それであるなら、一時的、あるいは、恒久的に外部からの人的流入を図りつつ、まちの活性化を図る方策があるのではないかと思います。幸いなことに我がまちは、北海道の大都市である札幌市と鉄道でつながっており、札幌には200万人に及ぶ多くの人々が暮らしております。ある意味では数十キロ先に宝の山が存在するとも言えるのではないのでしょうか。

昨年来、空知中央病院が終着駅を花で飾ろうと努力され、今の時期はコスモスの花で駅がうずまっているような感じがいたします。さらには、8月からポニー3頭を放牧され、今や駅は毎日多くのお客さんが訪れ、駅舎に置かれているノートにそれぞれの思いを書き込んでくれています。8月中の書き込みは百数十名となっております。書き込みをしない方もおられるとは思いますが。

私は、このような現実を目の当たりにして、駅を活用しながら何らかの活性方策を行政、農業、商工業、町民が協力し、知恵を出し合って、町の活性化を多角的に掘り起こすことができるようになったのではないかと思います。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、8番議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

終着駅を活用しながら、まちの活性化をということでございます。

新十津川駅につきましては、今ほどご指摘のありましたように、JR札沼線として札幌方面の利用を始め、終着駅となっていることから、鉄道マニアが全国各地から来町しているところでもございます。JRを利用する人や観光客の方々が快適に駅を利用していただくため、毎年春には町内のボランティアの方により、駅舎や駅前広場の清掃が行

われ、また、隣接いたしております空知中央病院の職員の皆様には、花の苗植えや草取りなど大変ご苦勞をいただいているところでもございます。この様な活動に対しまして敬意と感謝を申し上げるところでもございます。こうした想いは大切にしていまいりたいと存じております。

また、今年の夏には駅前空地を整備して、町内で飼養しているポニー3頭が放牧されており、きれいな花々と共に子供たちや訪れる方々には憩いの場となっているところであります。更には、この素晴らしい風景を見るためツアーが生まれ、札幌からJRで新十津川駅に降り、駅を観光し、それからバスで他の観光地へ移動する。またはバスで来て、駅を見まして新十津川駅からJRで札幌へ行くツアーが、ツアー会社でもって企画されているようにも伺いをしていただいております。

町といたしましては、遠方より来られた方々に本町を色々と見て、聞いて、知っていただくため、駅前に観光案内板を設置するとともに、駅舎内に観光パンフレットを常備し、また、駅周辺については観光案内所ののぼりを設置した5事業所において、まちの観光施設の案内やPRを、まちの案内人として役割を担っていただいております。今後も、より多くの方々が来町していただけるように、また、利用していただけますように、町のホームページや観光パンフレットへの掲載などをしてまいりたいと思っております。

ひいては、活性化ということもございますので、多くの方々が来られることにより、本町の活性化にも繋がっているというふうに思っておりますので、このようなことでご理解を願えるかなというふうに思っております。

また、今ほどご指摘のございました農業、商工業、行政とが一体的ということもございます。それは、おっしゃられるとおりでございますので、そういったようなことも今後、いろいろと連携を深めながら、より多くの皆さん方が本町においでをいただいて、本町の先ほど申し上げましたように、見て、聞いて、知っていただくといったようなことが、いろいろな面での産業の活性化にもつながっていくことにもなるわけでございますので、そのような方向で今後も執り進めてまいればというふうに思っているところでもございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再質問。

後木幸里君。

○8番（後木幸里君） ただ今の町長の答弁からは、まったく私と思いはそんなに違わないというふうに理解をしたわけでございます。

そこで、これは先の話であり、取り組むかどうか、また、これからの問題であります。数年前にJRが開発した鉄道線路から道路へ上がって走るバス、DMVというのですか、これを開発いたしました。このバスについては、確実な情報ではないのですが、どこかの府県で動いているようですけれども、これについては26人程度乗車可能ということですから適当な乗車人員でないかと、大勢の人ということになればなかなか難しい点もあるかとは思いますが、本町の住民やあるいは札幌市の方と連携取りながら、週一度とか毎日とか運行することは可能ではないかと思っております。

更に我が新十津川町は、新十津川物語の里として全国的な知名度のあるあるまちであります。やりようによっては、全国的、北海道及び札幌市など、我が町に関心を待たれた人々は、鉄道を交通手段として学園都市線終着駅新十津川を目指して訪れる旅行者が

必ずいると私は思います。これは夢物語のようなことかもしれませんが、その夢は実現不可能とは思いません。我がまちの応援団は近隣市町村から全国に大勢います。

最近では、ファームステイの体験者なども、そこに入ってこられるのかなというふうに思います。その方々が、その気になるようなメニューの用意がこの町にできたなら、夢は現実となって活気あふれる町が出現するのではないのでしょうか。

そのような思いや見方もありますので、このことについては前向きに、官・民一体となって今の時代進める必要があるというふうに思いまして、再度、申し上げましたが、これにつきましてご答弁あればお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（植田 満君） まず1点目のJR北海道が開発しておりました、デュアルモードビークルの話ですけれども、これは鉄路と陸路を利用できる車両ということでございまして、数年前までJR北海道もずいぶん道内で試験運行もされたということでございます。しかしながら、冬期間の雪の量が障害となって、今のところ話の進展は聞かされておられませんので、状況としましては、どうなのかなというふうな感じもいたしております。

確か、今ほどお話ございましたように、本州方面ということですから、たぶん雪のないところでは、ああいった車両については運行もすることも可能なのかもしれませんが、やはり北海道で通年ということになりますと、冬場をどう乗り切っていくかということにもつながるわけでございますので、そういった面の技術的な面がまだ十分と克服されていないというふうな部分があるんでなかろうかというふうに思っておりますので、また、情報を入手しましたら、いろんな機会でお知らせするようなことで努めてまいりたいと思っております。

それと、新十津川物語の里ということで、町に訪れる方を増やすということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、いろいろな広報活動を通じまして、広く町外に町の良さといったものを、大いにPRしてまいりたいというふうに思っております。また、新十津川町には新十津川町出身の方が町外に数多くいらっしゃって、それぞれ望郷会というふうな組織もつくっておりますし、関東にも徳富会という会もつくっていただいております。今年6月20日の開町記念式には、東京からも関東郷友会の方と一緒においでをいただいたということでもございますので、そういったような方々を通じながら、町の良さといったものを大いにPRし、そして、多くの皆さん方が本町に訪れていただけるようなことに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ですか。

後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 今、町長はPRという言葉を使われましたが、PRは結構なのですが、こちらに何があるかのPRだと思うのですが、その何を用意するか。これは、用意されたもの多少ありますけれども、人を引き付けるだけのものをこちらで用意する。全国から人が来るようなものをよういするのはなかなか簡単ではないと思いますが、不可能なことではないというふうに思っておりますので、今後とも、そういう方向で町政も頑張っていたきたいなと申し上げまして、質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、後木幸里君の一般質問を終わります。

次に、5番、笹木正文君。登壇の上、発言願います。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） 議長の指示をいただきましたので通告どおり、空き家・空き地の対策について質問をいたしたいと思います。

冒頭、後木議員の質問にも出てきましたけれども人口の減少、そして、高齢化率が非常に上がって高齢化によりまして、高齢者が施設の入居、また、転居によって空き家が増えていきます。また、農村地区の過疎化や後継者不足で農業世帯の減少に伴い、市街地でも農村部でも管理不可能な空き家・空き地が増え、これからも増えてくるのではないかという予想がされます。

その結果、この空き家に侵入して事故や放火など青少年犯罪の温床になるような可能性、また、建物の老朽化により台風とか、昨年ありました大雪での倒壊など、そしてまた、未管理地の空き地による病虫害や有害獣の周辺の被害。加えて、ゴミの不法投棄の原因にもなるのではないかと考えております。

ただ、これらの問題は、いつも叫ばれている問題でありますけれども、周辺住民だけの解決では非常に難しく、にもかかわらず、地域の美化の妨げになっていたり、先ほど観光の話もありましたけれども、観光などで来町者が非常に不快感を受けたり、町のイメージダウンにもつながってくる可能性があります。

私は今、総務委員会の委員長をやらせていただいておりますけれども、この問題は、総務常任委員会でも2度ほど取り上げてきた議題であります。ただ、調べてみますと、過去一般質問としてはなされていないということでありました。

総務民生常任委員会では、一度目、昨年第3回定例会前の委員会におきまして、町内の、空き家、空き地の現地調査を行ないました。そして、その次の第4回定例会の前には、この問題の対応を住民課にお願いしました。そして、住民課の方で注意勧告程度までと考えておりますけれども、そのようなマニュアルも示してもらいました。

その中で他町村も同じようなことが問題になっておりまして、他町村の取り組みとしては、ニセコ町とか黒松内町、大阪府の枚方市、富山県の滑川市等の例も上げていただきました。

しかし、この対策といたしましては、消防法、道路法、そして道路交通法、そして本町においては、本町の美しいまちづくり条例を用いても、なかなか確たる対応は難しい状況であります。

先ほどの質問ありましたけれども、今年の春11行政区を回って議会報告会を行なった際に、いくつかの行政区でこの空き家とか空き地の問題があり、今後どのような対応をするんだというような質問が出ていました。

それを受けて、7月2日に議会の管外研修で新得町にお邪魔をいたしまして、空き家の活用促進事業及び定住対策の各事業の取り組みということで、我々議員全員が視察研修をしたところであります。これらの問題は、住民に非常に密着した問題で、ご近所トラブルということも考えられるような問題でありまして、また、先ほど言いましたように人口減少、過疎化ということを視野に入れますと、なかなか今後避けて通れない問題と思われれます。

本町においても、今後増加すると思われるこの空き地・空き家の問題に、今後どう対

応するのか、町長の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、空き家・空き地の対策ということでございまして、今ほどご指摘もございましたように、空き地・空き家対策については、昨年11月28日に総務民生常任委員会で調査事項として取り上げられたところであります。

町は、空き地・空き家における情報収集を行うとともに、管理の程度や危険度、迷惑度などを調査、分析し、その程度に応じて分類した上で、地域の方々と協働して現状で可能な解決方法を相談、検討し、各レベルに応じた対応策を講ずるという方針をお示したところであります。

しかし、問題となる空き地・空き家は、そのほとんどが個人の財産でございまして、法律的にも強力な個人財産保護の観点からしますと、行政権の行使は地域の福祉に対する実害において高度な客観性や厳密性が必要であり、地域住民の要望に対しては多くの時間と労力を要するとともに、十分な解決に至らないことも少なくない状況にあります。

また、昨年から今年にかけての空知地方における記録的な大雪は、多くの倒壊家屋を発生させ、その中には空き家も多く含まれていたことから、空き家対策の必要性は緊急的な課題として各方面で検討されているところでもございます。

本町では、昨年度に引き続きまして、適正に管理が行われないとと思われる空き地・空き家の実態調査を本年7月に行ったところ、空き地が22件、空き家が42件の報告があり、そのうち危険を伴う全半壊の空き家は6件となっております。これらの空き家は、その程度はさまざまですが、強風によりまして部材が飛散するなど、近隣住民に対し少なからず被害を及ぼしている空き家もあると思われまます。

危険な空き家が発生する主な要因であります。今ほどご指摘ございましたように、所有者が既に死亡された方、あるいは、未相続の場合や町外に転出された場合は管理が行き届かず、又は、所有者の経済的な理由などによって適正な管理ができないということも上げられております。

本来、私有財産である空き家などの管理については、その所有者が行うことが大前提であることは有に及びません。現状や今後の発生が見込まれる問題に対し、住民の住環境や福祉の向上を図るため、今後の空き家などの問題解決をより一層進めるための方策が必要であろうというふうに考えるところであります。

その空き家などに対する基本方策でございますけれども、町民が健康的で安全、安心かつ快適な生活を営むための環境づくりを目的とした、新たな条例を制定いたしまして、近隣住民に不安を与える危険な空き家や景観を著しく損ねる恐れのある空き家などに対する指導などを強化するとともに、空き家となる大きな要因が、所有者の経済的問題であるということであれば、該当条件を十分検討した上で、その除却に係る経費の一部を助成するなどの支援策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

繰り返して申し上げますけれども、この私有財産の管理は、その所有者がやはり行うことが、先ほども申し上げましたように大前提でございます。所有者に対して、現状と周辺住民の苦情を伝え、空き家においては修繕や除去、空き地においては草刈りなどの

適正な維持管理を継続的に行っていただくことを前提とした上で、解消を図って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） ただ今いろいろ答えていただきました。空き地に関しては、比較的整備も可能だし、問題がどんどん発展するという可能性は少ないのでありますけれども、問題は空き家でありまして、空き家もただの空き家と廃屋がありまして、一番問題になっているのが廃屋問題だと思います。廃屋の定義は、管理されていない、利用者がいない、建築物として機能が失われているということです。先ほど町長が言った、倒壊しそうな建物や、景観上の支障があるといったような、そういうようなことで定義付けられていると思いますけれども、これを何とか解決するには法的な解決と、あと財政的支援ということになると思います。

幸いにも町長、条例を制定してということをも明言してくれたので、よそがどうこうということは私はあまり気にはしないのですが、隣の滝川市の条例では、空き家等が管理不全な場合は、指導、助言、勧告を行い必要な処置を命ずると。また、立ち入り調査も可能。そして、次に正当な理由が無く命令に従わない場合は、氏名を公表すると。さらに、著しく公共に反すると認められた場合は、行政代執行をし、その費用を調整するといったような内容ですけれども、現実に行政代執行というのは、全国であまり例がないわけで、これは別にしても、ただ、新十津川町に見合った条例を作ってもらえるのかなという感じがします。美しいまち条例とは別に条例を作るといえるのか、再度確認させてください。それが一つと。

それと、もう一点は、管外研修で新得町へ行ったわけですが、新得町は開基113年だそうです。人口も一時1万5,000人いたのが、6,500人ということで、基幹産業がリゾートや温泉ということで、我が町とは違うのではあります、町の規模、そして歴史が非常に類似しております。ここの空き家対策として、廃屋の解体撤去事業、それから定住促進住宅促進事業、それから持ち家等住宅建設促進事業、空き家活用促進事業、移住相談・移住体験事業などを手掛けており、要するに、空き家を利用して定住促進をとというような、そんな政策を上げています。

移住ということを考えれば、北海道空き家情報バンクというのがありまして、田舎に移住したいとか、一定期間田舎に住みたいという場合に自治体が窓口となっているわけです。北海道もそうですけれども、今言った新得町とか、この辺では妹背牛町や沼田町など、いくつものまちが窓口をもっているのです。それはそれとして、もう一度聞きたいのは財政出動ですけれども、先ほど町長言われたように、むやみに何でもということには当然ならないと思います。そんな中で、これはもうどうしようもないといった建物に関しては財政出動してもらえるのか。たまたま弥生のずうっと懸案だった廃屋が撤去され、綺麗に更地になりましたが、あれは交通安全の看板を設置というような絡みと聞いておりますけれども、そんなようなことで、もう一度その辺を聞かせて下さい。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 再質問2点がございました。まず、1点目は、新たな条例を作るのかということでございますけれども、これはまったく新たな条例でもって、その中で財政支援的なものも当然考慮しながら、先ほどご指摘のありましたように、勧告だとか、その後の処置命令、そういったようなことも総合的に含めた条例を制定しようと考えております。

それと、定住促進の関係でございますが、空き家を利用して定住に結び付けようと数年前に調査した経緯があるのですが、なかなか件数の応募も無くて、また、改修等々の費用等も相当かかるというふうなことからしますと、やはり、そこに入って住まわれる方は、それだけの負担能力というふうなものが、果たしてどうなのかなというふうな、そうしますと、例えば、行政がある程度支援をするということになりますと、また、その辺の財政的な課題も出てくるわけでございますので、主にそういった空き家の利用については農村部が多いのかと思っておりますけれども、そういった中では、空き家を利用して定住促進というようなことは、今のところは考えておりません。

条例の制定については、今申し上げたようなことでしっかりと整備してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしてもご指摘にもございましたように、行政代執行で処理することも可能ではありますが、やはり相当の時間と労力がかかるということでございますので、これは、災害対策基本法の応急措置などを根拠として、行政が代執行としてやる場合もあるわけでございます。これは危険度が高まるといったような場合については、そういったような法律に基づいて処置をするということは、当然考えていかなければならないわけでございますけれども、なかなか手続き的なことに時間を要するというふうなことから、これらについては、言葉の上では非常に簡単ではありますが、実務としては、なかなか難しいのかなというふうに実は思いもいたしておりますので、そういったこともいろいろと含めながら、条例の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

○5番（笹木正文君） いろいろ再質問用意したのでありますけれども、前向きに考えていただけるということで、私のそれなり感想を述べて終わりたいと思います。

本当に、この空き家・空き地問題は、非常に個人の所有者の利権など絡んで、難しい問題というのはわかっておりまして、一定の法則、解決方策はないというふうに思っております。

そんな中で、いろんな有効活用ということにはならないですけれども、新十津川なりの最善策を進めてほしいと思いますし、また、現在まで、先ほども新十津川物語の里なんていう話も出ておりましたけれども、母村十津川から続く歴史ある町ということで、いろいろ全国から観光だとか、たまたま本町を通過する人たちの目に、さすが歴史ある町で、美しく整然としている町だなというような感じに映るように、そして、新十津川で深呼吸がしたくなるような町になるように、美しい郷土新十津川を守るような方向に政策が講じられることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、笹木正文君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

<演題撤去>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第41号、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第41号、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由といたしましては、新十津川町スポーツセンターの個人使用に係る会場使用料について、回数区分の単価から時間区分の単価とするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては教育次長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育次長。

[教育次長 加藤健次君登壇]

○教育次長（加藤健次君） それでは、ただ今上程いただきました議案第41号、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。

本条例の一部改正の内容については、現在まで個人使用料の前提として、一個人が利用する場合について、3時間程度内ということで回数利用を想定していましたが、ここ数年5時間を超す利用者があるためということで、専用料金体系との整合性を図るため、個人使用料について、回数区分から時間区分、3時間に変更するものであります。

別表の使用料で、町民は高校生以上と町民以外の中学生以下につきまして、1回から9時から3時間区分で100円に改定するものです。町民以外の高校生以上につきましては、1回から3時間区分で150円を徴収するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行したいとするものでございます。以上で、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第42号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第42号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について。

町は、次のように規約を定め、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託をする。

提案理由でございます。電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第42号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について、内容のご説明を申し上げます。

別紙、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の方も、ご参照願いたいと思います。

中空知5市5町では、共同で戸籍の電算化を戸籍広域システムとして導入することを決めまして、滝川市にその中核となるサーバーなどシステムの主要部分を置くことといたしました。

この規約は、システムの運用に際し、その維持管理を滝川市が行うこととなりますため、当該業務を構成各市町が滝川市と事務委託をするためのものでございます。

委託する内容でございますが、別紙の規約の第2条第1号から第3号にございます、機器の設置、使用、管理及び事務処理に必要なプログラム、データ、ファイル等の作成、保管でございます。

経費負担につきましては、第4条にございますが、必要額を滝川市が本町に請求するということとなります。

そのほか、事務委託に必要な事項をその他の条項で定めているものでございまして、この規約につきましては、平成25年4月1日から施行することとなります。

以上、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第43号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第43号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,142万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長の方より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第43号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）となります。内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額26万8千円、計2億9,855万1千円。

19款、繰入金。補正額664万7千円、計1億8,619万3千円。

歳入合計、補正額691万5千円、計53億6,142万6千円。

続きまして、歳出であります。

2款、総務費。補正額567万円、計3億6,089万6千円。財源内訳は、すべて一般財源であります。

4款、衛生費。補正額80万2千円、計5億777万5千円。財源内訳、国道支出金26万8千円、一般財源53万4千円。

6款、農林水産業費。補正額減額の525万円、計3億4,000万5千円。財源内訳、一般財源減額の525万円。

7款、商工費。補正額94万5千円、計1億8,059万3千円。財源内訳、すべて一般財源であります。

8款、土木費。補正額274万8千円、計5億3,686万9千円。財源内訳は、すべて一般

財源であります。

9款、消防費。補正額200万円、計2億2,920万7千円。財源内訳、すべて一般財源であります。

歳出合計、補正額691万5千円、計53億6,142万6千円。財源内訳、国道支出金26万8千円、一般財源664万7千円であります。

次に、債務負担行為の補正をご説明申し上げます。6ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、債務負担行為補正。追加であります。

事項は、戸籍システム導入に係るデータ作成業務。期間は、平成24年度から平成25年度まで。限度額5千万円であります。これは、平成25年10月からの中空知5市5町により戸籍システム共同運用に向けて、先ほど手続き的には、滝川市への委託となりますけれども、このための本町戸籍データの入力業務が平成25年度にわたることから、その費用限度額を債務負担行為として、行なうものであります。

次に、歳出の内容を申し上げます。13ページからとなっております。2款総務費。

2款1項6目交通安全対策費。補正額567万円、計5,299万4千円。財源内訳、一般財源567万円であります。内容を申し上げます。1番、交通安全施設整備事業567万円。これは、弥生の国道275号と町道南7号線の交差点に交通安全啓発看板を設置するものであり、6月に補正をいただきまして、既存建物の解体も終わりましたし、看板の設計もできましたので、設置工事費用を補正するものでございます。

次に、15ページ、16ページとなります。

4款1項2目環境衛生費。補正額80万2千円、計704万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金26万8千円、これは国の浄化槽設置整備事業補助金であります。一般財源53万4千円あります。内容を申し上げます。6番、浄化槽設置整備事業80万2千円あります。これは、当初予算の見込み件数を上回る設置件数となることから、7人槽2基分を追加計上するものでございます。

続きまして、17、18ページ。6款農林水産業費であります。

6款1項2目農業振興費。補正額減額の525万円、計1億7,502万6千円。財源内訳、一般財源減額の525万円あります。内容を申し上げます。3番、農地・水保全管理支払交付金減額の525万円。これは、前対策の農地・水環境保全向上対策事業から引き続きまして、共同活動支援交付金の交付を受ける継続地区については、支援単価が新規地区の75パーセントとなったことから、それに対応する町負担額も減額するものでございます。

続きまして、19、20ページとなります。7款商工費であります。

7款1項1目商工振興費。補正額94万5千円、計5,139万8千円。財源内訳、一般財源94万5千円あります。内容を申し上げます。11番、商工会館改修支援事業94万5千円。これは、商工会が現在使っております、商工会館倉庫の一部に会議室を設ける改修を計画しておりますけれども、改修費用の2分の1を道が補助することから、町は工事費の4分の1を助成するものでございます。

続きまして、21、22ページ。土木費であります。

8款2項1目道路維持費。補正額240万円、計1億6,023万6千円。財源内訳、一般財源240万円あります。内容を申し上げます。1番、道路維持管理事業240万円。これは、

今年の春の融雪により法面が崩壊しました吉野中央線の復旧工事を行なうものであります。耕地が水田であるため、刈取り後の工事を予定してございます。

3項1目河川総務費。補正額34万8千円、計831万3千円。財源内訳、一般財源34万8千円。内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業34万8千円。これは、7月の大雨によりまして被害を受けた墓地谷川の河岸の改修、河岸の修繕と、農地・水保全管理支払交付金の継続地区の支払単価が下がったことに伴いまして、共同活動としていた河川愛護組合の負担も減額になることから、不足分を補正するものでございます。

続きまして、23、24ページ。9款消防費であります。

9款1項3目災害対策費。補正額200万円、計1,725万4千円。財源内訳、一般財源200万円であります。内容を申し上げます。1番、災害用備品等管理事業200万円。これは、現在計画停電期間中でございますけれども、この計画停電期間が冬季間においても電力需要が多いことから、この冬季においても、計画停電が見込まれ、暖をとることができない住民の方が発生する懸念がされることから、このことから発電機を購入し、避難所などで暖房や照明を確保するよう備えるものでございます。なお、発電機については、8台の購入予定をしております。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第44号、中空知衛生施設組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第44号、中空知衛生施設組合同規約の変更について。

中空知衛生施設組合同規約の一部を次のように変更する。

提案理由でございます。地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第44号、中空知衛生施設組合同規約の変更について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

今回の変更につきましては、本町を含む6市4町が構成員となつてございます石狩川流域下水道組合の事務の方に、汚水処理施設共同整備事業、通称MICS事業と申しておりますが、この事業に係るし尿処理施設の設置及び運営に関する事務が、そちらの方に追加になるという、流域下水道組合の方に追加になるということから、本町が構成員となつております中空知衛生施設組合のし尿処理施設の設置及び運営に関する事務を除く必要が出てまいります。そのために本規約を変更するものでございます。

それでは、中空知衛生施設組合規約の一部を改正する規約でございますが、新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。

まず、第3条の表中、し尿処理施設の設置及び運営に関する事務を削るものであります。

次に、附則第2項中、別表第4の項を別表第3の項に改めるものであります。

次に別表であります。1の項中から第4項までを及び第3項に改めまして、同表中3の項を削りまして、4の項を3の項とするものでございます。

次に、改正規約の附則についてでございますが、第1項は施行期日でございます。この規約は平成24年12月1日から施行するということとします。第2項は経過措置でございます。この規約の施行の日から組合長が定める日までの間に係る中空知衛生施設組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の負担割合については、改正後の第3条の表、附則第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするというものでございます。

以上、中空知衛生施設組合規約の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第45号、石狩川流域下水道組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第45号、石狩川流域下水道組合規約の変更について。今ほど内容の説明がございましたように、第44号との関連がございます。

石狩川流域下水道組合規約の一部を次のように変更する。

提案理由でございます。地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては建設課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 三谷和弘君登壇〕

○建設課長（三谷和弘君） それでは、ただ今上程いただきました議案第45号、石狩川流域下水道組合規約の変更について、内容のご説明を申し上げます。

今回の変更は、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、石狩川流域下水道組合規約を変更したいとするものでございます。

主な変更内容につきましては、現在、中空知6市4町で共同処理をしております、石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に加え、雨竜町及び月形町を加えた6市6町により、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を、新たに共同処理したいとするものでございます。

構成市町のし尿処理場は現在6箇所ございまして、いずれの施設も老朽化が進んでおります。また、人口減少あるいは下水道の普及に伴い、し尿処理量は年々減少する一方で、また、今後、し尿処理場においては、適切な運転、施設の維持管理が大きな課題となってきました。

これらの課題に対処するため、処理能力に余裕のある石狩川流域下水道処理場の汚泥と、し尿を一元処理し、さらに広域化することにより、行政コストの縮減と持続可能なし尿、汚泥処理を実現するものでありまして、平成27年4月からの供用開始を目指し、今後、施設整備、運営体制を整えてまいりたいと考えております。

それでは、石狩川流域下水道組合規約の一部を改正する規約について、ご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

まず、題名の次に、第1章から第4章及び附則の目次を付すものであります。

次に、第2条につきましては、組合を構成する地方公共団体に関する条ですが、し尿等の共同処理を行うことを目的として、新たに雨竜町及び月形町を加えるための改正でございまして。

第3条は、共同処理する事務に関する条ですが、現在、行っております石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に加え、新たに芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市、奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町、雨竜町及び月形町の6市6町による、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を、追加するものでございます。

第4条では、これまで組合の事務所は、組合長の所在地としてまいりましたが、他の組合と整合性を図り、実際に事務を取り扱っております施設所在地である、奈井江町字茶志内10番地に変更するものであります。

第5条第1項では、組合議会の議員定数を21名から25名に変更するもので、その内訳として、同条第2項の規定により、新たに組合加入いたします雨竜町及び月形町より、それぞれ2名ずつ組合議員を選出していただくものであります。

第5条第3項及び第6条第2項は、文言の整理でございまして。

第8条の2は、今回のし尿処理に関する事務の追加により、共同処理する事務が複数となり、事務ごとに関係市町の構成が異なることとなることから、議会の議決の方法の特例について新たに規定を追加するものであります。

内容といたしましては、組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の

過半数の賛成を含む、出席している全ての組合議員の過半数でこれを決する。とするもので、当該事件に係る市町の意向が十分に反映されるように保証するものであります。

第9条第1項では、新たにし尿処理に関する事務が追加され、複合的一部事務組合となることから、今後の組合運営の更なる円滑化、組織の強化を図るため、副組合長を2名から3名体制に変更したいとするものでございます。

次に、第4章の章名の改正ですが、第15条の追加に伴い、組合の経費から補則に改めたいとするものであります。

第14条第2項においては、負担金の割合を組合議会において定めることとしていたものを、本規約の別表において定めることとし、負担割合の考え方を明らかにしたものでございます。

第15条でございますが、その他の事項として、新たに、この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経てこれを定める。旨の条項を追加するものでございます。

別表は、第14条第2項の規定により負担金の負担割合を定めるために追加するもので、1の表として、石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定め、これにつきましては、現在、石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例において定められている負担割合の考え方を規約に規定したものであります。

また、別表2の表につきましては、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定めるもので、共同負担としてし尿量割、施設建設費負担として、均等割10分の1、し尿量割10分の9、施設管理運営費負担として、し尿量割との負担割合としたいとするものであります。

附則でございますが、第1項におきまして、この規約の施行日を平成24年12月1日としております。

附則第2では、経過措置といたしまして、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及び、これを組織する市町村の負担金の割合については、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお、従前の例によるとし、本処理場において、し尿等に関する事務が開始されるまでの期間については、従前の事務が継続することを規定しております。

以上をもちまして、議案第45号、石狩川流域下水道組合規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決たまわりますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで15時50分まで休憩いたします。

(午後3時40分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後3時50分)

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） 次に上程いたします、日程第12から日程第16までの5件については関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定いたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） それでは認定第1号から認定第5号について、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今一括上程されました認定第1号から第5号まで各会計の歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由、決算の内容についてご説明を申し上げます。なお、決算書の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、認定たまわりますようお願いを申し上げます。

それでは認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額62億1,112万7,915円。歳出総額、60億2,111万1,899円。歳入歳出差引残額1億9,001万6,016円でございます。うち基金繰入額1億8,884万16円ということでございます。2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書。5、町債の現在高と償還額。これらについては、いずれも別冊でございますのでよろしくをお願いを申し上げます。

次に、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額3億5,364万1,809円。歳出総額3億5,359万6,070円。歳入歳出差引残額4万5,739円。うち基金繰入額は0円でございます。2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書については、

いずれも別冊でございます。

認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額8,355万3,573円。歳出総額8,354万9,473円。歳入歳出差引残額4,100円。うち基金繰入額については0円でございます。2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書については、いずれも別冊でございます。

認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額1億9,227万7,228円。歳出総額1億9,227万7,228円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、町債の現在高と償還額については、いずれも別冊でございます。

認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額4,753万6,265円。歳出総額4,753万6,265円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書。5、町債の現在高と償還額については、いずれも別冊でございます。

以上、1号から5号までの提案理由をご説明させていただきましたので、よろしくご審議の上、認定をたまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは、ただ今上程いただきました認定1号から5号までの、平成23年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の各会計決算書1ページをお開き願います。

1、総括概要。朗読をいたします。

平成23年度の予算執行にあたっては、第4次新十津川町総合計画に基づき、町民の皆さんが本当に望む暮らしを実現し、安心・快適に過ごせるまちにしていくため、効果的な執行に努めるとともに、先行きの不透明な財政状況の中にあっても、将来にわたって

安定した行財政運営ができるよう、限られた財源の効率的な配分に努めてまいりました。

まず、歳入については、町税等の適正な課税・徴収、国・道支出金の積極的な導入、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めてまいりました。

一方、歳出については、経費の節減と効率化の徹底を前提とした計画的な事業執行に努めながらも、補正予算による弾力的な対応も図ってまいりました。

各会計別の決算の状況は、次に示します2、会計別決算総括表のとおりでございます。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

2、会計別決算総括表。

一般会計。まず歳入。予算額62億3,670万5千円。調定額62億2,519万6,425円。収入済額62億1,112万7,915円。うち、還付未済額ゼロ。不納欠損額290万8,653円。収入未済額1,115万9,857円であります。この内訳を申し上げます。収入未済額の内容であります。

1 款の町税が876万5,659円。14款の使用料及び手数料としまして225万8,549円。これは公住使用料、公住駐車場使用料、それから、し尿汲み取り手数料であります。17款財産収入13万5,649円。これは、町有地の使用料の過年度分でございます。表に戻ります。予算に対する増減マイナス2,557万7,085円。執行率は99.6%。収入率99.8%。

続いて、歳出。支出済額60億2,111万1,899円。翌年度繰越額8,835万1千円。不用額1億2,724万2,101円。執行率96.5%。歳入歳出差引額1億9,001万6,016円。

続きまして、国民健康保険特別会計。歳入。予算額3億5,436万2千円。調定額3億6,765万5,290円。収入済額3億5,364万1,809円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額84万4,300円。収入未済額1,316万9,181円。この内訳を申し上げます。1 款の国保税で1,316万9,181円であります。表に戻ります。予算に対する増減マイナスの72万191円です。執行率99.8%。収入率96.2%。

続きまして、歳出。支出済額3億5,359万6,070円。翌年度繰越額ゼロ。不用額76万5,930円。執行率99.8%。歳入歳出差引額4万5,739円。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。歳入。予算額8,445万3千円。調定額8,355万3,573円。収入済額8,355万3,573円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額ゼロ。収入未済額ゼロ。予算に対する増減マイナスの89万9,427円。執行率98.9%。収入率100%。

歳出。支出済額8,354万9,473円。翌年度繰越額ゼロ。不用額90万3,527円。執行率98.9%。歳入歳出差引額4,100円。

続きまして、下水道事業特別会計。歳入。予算額1億9,311万6千円。調定額1億9,377万6,206円。収入済額1億9,227万7,228円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額11万2,400円。収入未済額138万6,578円。内訳を申し上げます。受益者負担金122万400円。使用料及び手数料16万6,178円。表に戻ります。予算に対する増減マイナス83万8,772円。執行率99.6%。収入率99.2%。

歳出。支出済額1億9,227万7,228円。翌年度繰越額ゼロ。不用額83万8,772円。執行率99.6%。歳入歳出差引額ゼロ。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。歳入。予算額4,851万7千円。調定額4,755万8,315円。収入済額4,753万6,265円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額ゼロ。収入未済額2万2,050円。内容は、1 款の使用料及び手数料で2万2,050円であります。表に戻ります。予算に対する増減マイナス98万735円。執行率98%。収入率100%。

歳出。支出済額4,753万6,265円。翌年度繰越額ゼロ。不用額98万735円。執行率98.0%。
歳入歳出差引額ゼロ。

合計。歳入予算額69億1,715万3千円。調定額69億1,773万9,809円。収入済額68億8,813万6,790円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額386万5,353円。収入未済額2,573万7,666円。予算に対する増減マイナス2,901万6,210円。執行率99.6%。収入率99.6%。

歳出合計。支出済額66億9,807万935円。翌年度繰越額8,835万1千円。不用額1億3,073万1,065円。執行率96.8%。歳入歳出差引額1億9,006万5,855円。

主要施策の成果につきましては、次の4ページから8ページまでに記載してございますので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

次に、各会計の決算の概要を申し上げます。9ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入62億1,112万8千円、執行率99.6%。歳出60億2,111万2千円、執行率96.5%で、差引き1億9,001万6千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入歳出の内容につきましては、以下のとおりでありますので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

次に、196ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。一般会計。1、歳入総額、62億1,112万7,915円。2、歳出総額60億2,111万1,899円。3、歳入歳出差引額1億9,001万6,016円。4、翌年度へ繰り越すべき財源(1)継続費逡次繰越額ゼロ。(2)繰越明許費繰越額117万6千円。(3)事故繰越し繰越額ゼロ。計117万6千円。5、実質収支額1億8,884万16円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億8,884万16円でございます。

次に、197ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入3億5,364万2千円、執行率99.8%。歳出3億5,359万6千円、執行率99.8%で、差引き4万6千円の黒字決算となりました。

以下、歳入歳出の内容については、後ほどお目通しをお願いをいたします。

続いて、218ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。1、歳入総額3億5,364万1,809円。2、歳出総額3億5,359万6,070円。3、歳入歳出差引額4万5,739円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額4万5,739円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ。

次に、219ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入8,355万4千円、執行率98.9%。歳出8,355万円、執行率98.9%で、差引き4千円の黒字決算となりました。

歳入歳出の内訳は、以下のとおりでありますので、お目通しをお願いをいたします。

次に、234ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書。歳入総額8,355万3,573円。2、歳

出総額8,354万9,473円。3、歳入歳出差引額4,100円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額4,100円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、235ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出共に1億9,227万7千円、執行率99.6%の同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

次に、248ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の実質収支に関する調書であります。1、歳入総額1億9,227万7,228円。2、歳出総額1億9,227万7,228円。3、歳入歳出差引額ゼロ。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額ゼロ。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、249ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出共に4,753万6千円、執行率98.0%の同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

続いて、262ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書。1、歳入総額4,753万6,265円。2、歳出総額4,753万6,265円。3、歳入歳出差引額ゼロ。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額ゼロ。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明申し上げます。よろしくご審査たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第1号から第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで、監査委員より審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） ご指示がございましたので監査結果の報告を申し上げます。

平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する監査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その監査結果について次のとおり意見書を提出いたします。

監査の概要ですが、審査の対象、審査の期間及び審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので、省略をいたします。

監査の結果について申し上げます。

決算書の係数についてですが、審査に付された一般会計及び4特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、

それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認める。

次に財政状況について申し上げます。

平成23年度の一般会計予算は、前年度からの繰越事業と各種臨時交付金を有効に活用した予算編成となっている。しかしながら、国が社会保障と税の一体改革を推し進める中、地方財政は、今後の先行きが見通せず、依然として厳しい状況にあります。このような状況下において、今後の町財政の運営に当たっては、引き続き効率的な行財政の運営に徹する一方、事業の緊急性や優先度を的確に判断し、財源の重点的、効率的配分を行い、長期的な視点に立った施策を実施する必要がある。なお、(1)の一般会計、(2)の特別会計の内容につきましては、副町長から説明がございましたので、省略をいたします。

次に指摘事項を申し上げます。

各種税、負担金、使用料等の収入未済額は、地方経済の厳しい状況の中にもありながらも年々減少し、給食費保護者負担金においては、収入未済額がゼロとなった。収納率も向上しており、滞納整理事務局の臨戸訪問や担当者の努力が窺い知れる。今後とも引き続き、より一層の収納率の向上を目指し、徴収事務に取り組まれるとともに、納税者に対し、納税意識の向上に努められたい。

一方、一部の負担金の処理において、改善を要すると思われる点があったことから、負担金の趣旨、目的に鑑み、計画に則ったより効果的な執行に努められたい。

以上、平成23年度の財政状況を述べてきたが、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支で黒字を達成しているなど、財政健全化のため、まちが取り組んでいる行政改革、起債の繰上げ償還等が功を奏しているものと思慮される。

また、財政分析指標においても財政構造の弾力性を示す経常収支比率は75.5パーセント、実質公債費比率は単年度7%、過去3年平均8.6%と低い数値を示しており健全財政を裏付けている。しかし、本町の財政は、従前に引き続き、地方交付税に大きく依存しており、また、国の財政も極めて厳しい状況を示していることから、町財政を取り巻く情勢には予断を許さないものがある。地方財政は、対応を誤れば取り返しのつかない状況を生み出すことを考え合わせると、継続的に財政の健全化に努めるとともに、従来にも増して財政運営に創意工夫を凝らし、第5次総合計画において掲げた、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来を目指し、各事業の推進を図られたい。

以上、監査報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を進めるとの申し合わせでございます。

本案については、議会運営委員会の申し合わせにより、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたします。その間に選任をいただきたいと思います。

4時30分まで休憩しますので、急いでお願いしたいと思います。

（午後4時24分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後4時30分）

○議長（長谷川秀樹君） 算審査特別委員会の正副委員長の選任につきまして、代表して笹木議員から結果の報告を願います。

5番、笹木正文君。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） それでは、決算特別委員会の委員長及び副委員長のお名前を発表いたします。

委員長には、西永勝治副議長、そして副委員長には西内陽美議員に決まりました。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今報告がございましたように、決算審査特別委員会委員長に西永勝治君、副委員長に西内陽美君が選任されましたので、よろしく願います。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、報告第4号、平成23年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それではただ今上程いただきました報告第4号、平成23年度新

十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成23年度新十津川町健全化判断比率。

実質赤字比率バーでございます。連結実質赤字比率バー。実質公債費比率8.6%。将来負担比率バーでございます。

健全化判断比率の報告でございますけれども、この指標の公表は平成19年度決算から財政健全化計画の策定の義務付け等は、平成20年度から適用することになってございまして、実質赤字比率については、一般会計等の実質の赤字の比率でございます。連結実質赤字比率については、すべての会計の実質赤字の比率でございます。実質公債費比率については、公債費及び公債費に準じた計費の比重を示す比率でございます。将来負担比率については、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございます。なお、おのおのの比率でございますけれども、括弧内には、新十津川町における早期健全化基準を表しているものでございまして、なお、詳細の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます、報告に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それではただ今上程いただきました報告第4号、平成23年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年に施行された法律で、都道府県及び市町村の地方公共団体の財政健全化を進めるために、財政の健全指標となる、健全化判断比率を設定いたしまして、この数値を超える地方公共団体に対しては、早期健全計画や財政再生計画の策定を義務付けるとともに、財政再生団体になった場合には、国の管理下において再生するという内容の法律でございます。

また、国は各年度の決算状況に基づいて、すべての地方公共団体の財政指標を公表することとしておりまして、平成23年度決算につきましても、9月末までに公表することとなっております。

この比率の内容説明も5年目となりますので、具体的な内容につきましては、簡略に申し上げたいと思います。

健全化判断比率の対象ですが、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金、さらには第3セクター等への負担も含め、地方公共団体の歳出総計すべてが対象とされております。

町長が報告申し上げましたとおり、4つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合で算出するものであります。この標準財政規模の求め方ですが、標準税収入額に地方譲与税と地方交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額となります。平成23年度の本町の標準財政規模につきましては、40億4,857万4千円となりまして、これが4指標の計算する分母となります。

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額の比率となりますし、連結実質赤字比率は、特別会計も含めたすべての合計の実質赤字の比率となっていますので、本町は、いずれも黒字決算でございます。したがって、バーとなります。括弧内は、町長が申し上げましたとおり、早期健全化基準ですが、それぞれ15%と20%が適用されるものでございます。

次に、実質公債費比率ですが、ここで唯一数字の入っている指標でございます。これは、一般会計の公債費や特別会計の起債償還に充てた繰出金、一部事務組合等の起債償還に充てた分の負担金の合計額を、標準財政規模で除した数字を3か年平均で算出したものでございます。今年度は8.6%となりまして、前年度に比べて1.1ポイント改善となっております。この指標の早期健全化基準は、25%以上とされております。

最後の将来負担比率でございますが、起債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、職員退職手当の見込額などの、将来負担しなければならない実質的な負債額から、基金残高などの充当可能な財源を差し引いて、これを標準財政規模で除して算出するものでございます。こちらも昨年に引き続き、充当財源が負債額を上回りますのでマイナスとなり、表示上はバーとなります。この指標の早期健全化基準は、350%以上となっております。

以上、毎年同じような内容説明となりましたが、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） それでは、平成23年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の監査意見書を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく、平成23年度新十津川町一般会計ほか4特別会計に係る健全化判断比率の監査を終了したので、その監査結果について次のとおり意見書を提出いたします。

監査の概要、監査の対象、監査の期間、監査の手続きについては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

監査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された次の表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率の4指標。(1) 実質赤字比率、早期健全化基準15%。本町の平成23年度の比率は、赤字がなくバーであります。次に、(2) 連結実質赤字比率、早期健全化基準20%。本町の平成23年度の比率は、赤字がなくバー。次に、(3) 実質公債費比率、早期健全化基準25パーセント。本町の平成23年度の比率は、1.1ポイント下がり8.6パーセント。最後に、(4) 将来負担比率、早期健全化基準350%。本町の平成23年度の比率は、基金保有額等により将来負担額が表記されることなくバーとなっております。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございますので、省略いたします。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、各会計に係る健全化判断比率の監査意見といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、平成23年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、報告第5号、平成23年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました報告第5号、平成23年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成23年度新十津川町資金不足比率。特別会計の名称、下水道事業特別会計、資金不足比率バー。特別会計の名称、農業集落排水事業特別会計、資金不足比率バーでございます。

なお、同様に詳細の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただ今上程いただきました報告第5号、平成23年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

公営企業は、上水道や下水道、車両運行事業等、地方公共団体が企業として経営する事業でございまして、その経営は、営業収入をもって充てるには困難な経費を除いて、原則的には経営に伴う収入で経営しなければならないこととされておりまして、

この資金不足比率は、特別会計における各公営企業の資金不足の比率でありまして、本町の公営企業会計では、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計、この2会計が該当となりますが、いずれも資金不足は発生しておりませんので、バーと表示させていただきます。

なお、この指標での早期健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となるものでございます。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） それでは、平成23年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の監査意見書を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の監査を終了したので、その監査結果について次のとおり意見書を提出いたします。

監査概要 監査対象、監査期間、監査手続きについては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

監査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された次の表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足比率の基準は、20%。本町の平成23年度の比率は、いずれもバー。

2、個別意見につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告をいたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の監査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、平成23年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日の6日午前9時より、決算審査特別委員会を開催するわけでございますが、例年、決算審議は、実質3日間の日数を要しております。

また、8日と9日は休日となっておりますので、9月10日午後3時まで決算審議のため、本会議を休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日午後3時まで決算審議のため休会とし、午後3時から本会議を再開いたします。

それでは、本日の本会議をこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後4時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回新十津川町議会定例会

平成24年9月10日（月曜日）

午後2時00分開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第41号 新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第3 議案第42号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第43号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第44号 中空知衛生施設組合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第45号 石狩川流域下水道組合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第46号 新十津川町教育委員会委員の任命について（説明、質疑、討論、採決）
- 第8 議案第47号 新十津川町教育委員会委員の任命について（説明、質疑、討論、採決）
- 第9 議案第48号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について（説明、質疑、討論、採決）
- 第10 認定第1号 平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決）
- 第11 認定第2号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決）
- 第12 認定第3号 平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決）
- 第13 認定第4号 平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決）
- 第14 認定第5号 平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決）
- 第15 意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第16 意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第17 閉会中委員会所管事務調査申し出について
- 第18 閉会中特別委員会継続審査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	小林		透	君
会計課	長	長谷川	雄	士	君
保健福祉課	長	竹原	誠	二	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	高松		浩	君
建設課	長	三谷	和	弘	君
教育委員会	次長	加藤	健	次	君
代表監査委員		山本		忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さまにおかれましては、長時間にわたりましての決算審査特別委員会での審査、大変ご苦勞様でございました。引き続きということになりますけれども、よろしくお願いいたしたいと思います。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名をいたします。

9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両君を指名いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第41号から議案第45号の案件につきましては、9月5日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第41号、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今までは何時間使っても、1回100円ということであったわけですが、今度は3時間ごとに1回100円というふうにするということだと思うので、長時間使っていた人に対しては値上げになると思うのですけれども、今まで3時間を越えて使用していた人というのがどのくらいいらしたのか。その点についてお聞きしたいのですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） はい、9番議員さんにお答えします。時間的に、すべて3時間以上の使っていただいているのは、現実に資料というものは無いのですけれども、基本的には、そういう3時間以上が大幅に使っているために時間区分を設定したということでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 9番議員、よろしいですか。

はい、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 5時間以上使った人がいたということですね。

○議長（長谷川秀樹君） 教育次長。

○教育次長（加藤健次君） はい。基本的には5時間以上、極端な話、5時間以上の方が多数見られたので、整合性を図るために3時間区分で100円の徴収をするということで、改正するものであります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第42号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 滝川市にすべて委託するという事は、町にとってのメリットがあると思うのですが、そのメリットはどのようなものがあるかということと、新十津川町以外の地域からも戸籍がとれるということなのか、滝川市で新十津川の戸籍をとるといふようなことができるのか。お聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。まず、本町の広域で取り組むメリットといたしましては、単独で戸籍を電算化するよりも全体的な経費が安く納まるということでございます。千万単位で安くなるというふうに考えてございます。それが、一番大きなメリットであるということと、一斉にやるということでございますので、他の自治体とも条件と言いますか、近隣での足並みが揃うということも、多少のメリットになるかなというふうに思っております。

もう1点。戸籍を他の自治体でもとれるかということですが、これは、本町に戸籍を

持っている方については、本町でとるということになります。他のまちで、請求はすることができますが、戸籍を取得するという事は本町においてだけ行われるというふうになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第43号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 補正予算の20ページ。商工振興費のうち、商工会館の改修支援事業でありますけれども、道からも補助金があるということでもありますから、総事業費いくらでこれが改修されるのかということ。

また、これで商工会館のすべての改修が完了したということで捉えていいのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） 総工事費でございますが、378万円の工事費でございます。北海道の補助事業を使います。北海道の補助金といたしまして2分の1でございます。189万円の道の補助金を予定しております。残りの2分の1の金額に対しまして、その半分を町が、今回の予算として出してございます94万5千円でございます。

今後の予定ですけれども、一応、移転いたしまして、これで会議室と不足しておりました分が整備できますので、現在のところは、これですべての整備ということで捉まえております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 13ページ、14ページの総務費のところをお願いいたします。交通安全施設整備事業ですが、確か6月の定例会でも補正で上がってきたと思います。今回2回目になると思うのですが、ここにいたるまでの経緯ですとか、この中で看板と建物の解体が行なわれたということですが、その内訳ですね。

それと、土地の所有権の移動等があったかどうかとかを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは、お答え申し上げます。まず、6月に補正をさせていただきました件につきましては、解体に要する経費とこれから建てる看板の設計、5メートルもので大きな物になりますので、安全性等も含めた設計費を計上いたしました。

それで設計が出来上がりましたので、具体的な建設に係る経費が算出できたことになりましたので、今回9月で、その建設費用を計上させていただいたということが、6月の補正と9月の補正の内訳になります。

それと、所有権の移転関係ということで、その経緯についてということですが、あの建物は廃屋になってございまして、長らくそのままになっておりました。今年に入りまして、高齢者の交通事故等でいたましい死亡事故が発生したということで、町としても交通安全対策に力を入れ、これ以上交通事故死が発生しないようにしようという考えもあって、いろいろ検討してきたところでありまして、そこで、弥生地区でも、交通死亡事故が発生したということもありまして、建物の所有者とお話できる機会がございましたので話をしたところ、町としては、いろいろ看板などで啓発して、町民や国道を通行する方に対して何とか啓発をしていきたいというような話をしましたところ、所有者から協力していただけるということで申し入れがございましたので、土地と建物を町の方にご寄付いただけるという話になったということでございます。最終的に町に登記等の移転を完了して、登記後解体をし、現在は更地になっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今まで、何十年も100年記念の時代からあそこが問題になっていたのですけど。私にしてみると何で今頃この話が急転直下でなったのかなというのが不思議なところなのですが。向こうの所有者の心変わりがあったのか、それともこっちの町からの粘り強い要求があったのか、その辺をもう少し細かく教えていただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは9番議員さんのご質問にお答え申し上げます。皆

さんご承知のように、以前から家屋については廃屋と申しますか空き家でした。私どもも非常に景観上もあまりよろしくなく、風が吹いた時には屋根のトタンなどが飛散する可能性もあるということで、台風の時には警察に協力をしていただきながら、なんとか事故のないように対応してきたというような状況です。

所有者の方も本町に元々住んでいた方で、現在は札幌市に住まわれております。

ご本人さんの気持ちは推測するところ、本人の話の中では、年齢を重ねるにつれ本町を離れて町にも何とか貢献できればというようなお気持ちになられたのかなと推測いたします。そのような感じで所有者の方とお話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 結局、相手の方にはお金は一銭も払っていないということで、土地をもらって、建物の解体費は町で出しますよと、そういうことになったのですね。

○議長（長谷川秀樹君） 住民課長。

○住民課長（小林 透君） そのとおりでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第44号、中空知衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、中空知衛生施設組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第45号、石狩川流域下水道組合格約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、石狩川流域下水道組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで日程第7に入る前に議案の配布がありますので、暫時休憩をとります。

（暫時休憩）

<議案配布>

○議長（長谷川秀樹君） それでは会議を再開いたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第46号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案件につきましては、人事案件でございますので、この点につきましてご配慮の上、対応をしていただきたいと思います。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第46号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央12番地80。氏名、熊田義信。昭和29年3月16日生まれ。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

熊田氏は、平成19年の5月8日から2期5年間教育長として、今日まで努めていただいたわけでございます。就任以来、今日に至るまで教育行政全般はもちろんのこと、多大な貢献をされております。議員の皆様方にもご承知のことと存じますが、とりわけ、今回の任期中の4年間につきましては、町内の4校を統合した新十津川小学校の開校をはじめ、小中学校の耐震化、併せて大規模改修、そして、現在進めておられます武道場の建設などに積極的に取り組んでいただいたところでございます。

また、児童生徒の学力の向上等にも積極的に取り組んでいただいているということから、引き続き教育委員会委員として、これまでの知識や経験、更には指導力を発揮していただき、熊田氏の再任を上程させていただきたいと存じますので、よろしくご賛同をたまわりますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第47号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案件につきましても、人事案件でございますので、その点につきましてご配慮の上、対応をしていただきたいと思います。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今議案第46号において、教育委員の任命についてご同意いただきましたことについて、お礼を申し上げたいと思います。

続きまして、ただ今上程をいただきました議案第47号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野502番地15。氏名、阪口徳幸。昭和40年11月14日生まれ。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

阪口氏は、平成16年7月から11月まで小学校再編等審議会委員として、また、平成17年4月から平成18年3月まで吉野小学校学校評議委員を歴任されており、吉野小学校開校中は、PTA会長の要職も務めておられました。

また、現在は、社会教育委員及び新十津川小学校学校評議員として、本町の学校教育、青少年の健全育成のためにご活躍をいただいております。

このように、豊富な経験を備えておられまして、更には、人格は高潔で教育に対する造詣も深いということから、この度、ご勇退をされます泉水教育委員の後任といたしまして、阪口氏が適任であると考え任命いたしたく思います。

何卒、ご同意たまわりますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第48号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案件につきましても、引き続き人事案件でございますので、この点につきましてもご配慮の上、対応していただきたいと思っております。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 同様に、ただ今上程いただきました議案第47号の教育委員の任命について、ご同意たまわりましたことについて、お礼を申し上げます。

引き続きまして、議案第48号、ただ今上程いただきました、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月46番地2。氏名、松原敬典。昭和30年2月18日生まれ。

提案理由でございます。地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

松原氏は、平成21年10月から1期3年間固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励をしていただきました。よって、これまでの経験を生かしていただき、引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任したいとしますのででございます。何卒、選任についてご同意たまわりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎一括議題の上程

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

次に提案されます日程第10から日程第14までの5件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号ないし認定第5号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 本件につきましては、9月5日の定例会において、決算審査特別委員会に付託しており、審査結果が、議長宛に報告されておりますので、審査結果を西永決算審査特別委員長より報告願います。

〔決算審査特別委員長 西永勝治君登壇〕

○決算審査特別委員長（西永勝治君） 議長よりご指示をいただきましたので、決算審査特別委員会から平成23年度各会計決算の報告を申し上げます。

本委員会は次の認定議案について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査の経過。平成24年9月5日開会の第3回定例会で当委員会に付託された、平成23年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、平成24年9月6日、7日、10日の3日間にわたり、所管担当課の説明を受け審査を行いました。

審査の結果は、すべての項目において認定すべきものとするものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより日程第10、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

まずは、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

平成23年度は、地方統一選挙の年に当たり、骨格予算として50億2,636万8千円の当初予算として出発いたしました。しかし、平成22年度からの各種交付金の補正予算などがあり、決算における一般会計の歳入の決算額は62億1,112万8千円の予算となり、支出決算60億2,111万2千円で、差し引き、1億9,001万6千円の黒字決算となっております。

当初予算から見ると、11億8,476万円増の予算となっており、全体として事業執行が多く進められ、数字上の行財政面については、しっかりとした方針と実行はされたものと思われま

す。しかし、不納欠損金290万8,653円、収入未済額1,115万9,857円については、3年から5年間の堪能能力無しや資産なし、取立て不能等が毎年発生していて、生活困窮者がいるという現実を知らされる思いであります。

また、予算の時に、制度そのものに反対した後期高齢者医療保険への繰出金もあります。また、労働費の中空知地域訓練センターの就職状況や、農業振興費の農家数や人口の推移の調査、観光振興費の観光案内のぼりの依頼者との利用調査等、お金の出しっぱなし、頼みっぱなしではなく、その後の後追い調査など、手間隙はかかると思いますが、最後まで責任ある仕事が必要かと思われま

す。これは行政だけではなく、議会においても同じことが言えます。

調査をしたのなら、その結果がどうなって、どう改善をしていけば良い結果に繋がるのかを検証することが、町の活性化や住んで良かった新十津川町となるのではないかと思います。

黒字決算で、不用額を残して次年度にまわすのも悪いことではありませんが、新十津川町で暮らそうと思うような抜本的な目玉事業を作っていく予算も考えるべきと考え、認定第1号、平成23年度一般会計歳入歳出決算に反対とするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し、賛成の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

〔決算審査特別副委員長 西内陽美君登壇〕

○決算審査特別副委員長（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は、原案の賛成の立場から討論を行ないま

す。決算審査特別委員会では、9月6日、7日、10日と3日間にわたり、主要施策の実施状況、事業執行内容、事業効果などについて詳細かつ慎重に審議をしてまいりました。

平成23年度の一般会計予算は、経常的経費においては、一般財源の一定額を配分した包括予算制で編成され、臨時的な経費においては、町の総合計画を見据えながら前年度からの繰越事業と臨時交付金を有効に活用した中で予算編成されたものであります。

この結果、平成23年度における一般会計の決算額は、歳入総額62億1,112万7,915円、歳出総額60億2,111万1,899円となり、1億9,001万6,016円の黒字となっております。

また、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく財政分析指標、健全化の判断比率において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は75.5%であり、実質公債比率は、

単年度7.0%、過去3年平均8.6%と、健全化のすべての比率基準を下回るなど、良好な数値を示しており、健全財政を裏付けたものと確認したところであります。

総じて、各事業の執行及び施設の維持管理にあつては、経費の節減に努められており、全体的に収支の均衡が保たれた決算であります。

以上申し上げ、私は原案のとおり賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、認定第1号、平成23年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第3号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成23度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成23年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、意見書案第5号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第5号について、ご説明を申し上げます。

提出者、賛同者は記載のとおりでございます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するというところでございます。裏面に意見書の内容が記載されてございますので、恐縮ですけれども、朗読を持って説明とさせていただきますと思います。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林の果たす公益的機能がこれまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

- 1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。
- 2、地球温暖化防止、特に平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
- 3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。
- 4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。
また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。
- 5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。
- 6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという内容でございます。

提出先でございますけれども、衆参両院の議長、更に、内閣総理大臣以下、記載の大臣というふうになってございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣といたします。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、意見書案第6号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第6号について、内容の説明をさせていただきたいと思っております。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するという内容でございます。内容につきましては、裏面の方に出しておりますので、恐縮ですが、引き続き、朗読を持って説明に代えたいと思っております。

地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要か

つ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって次の事項の実現を強く求めるものである。

記といたしまして、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先でございますけれども、衆参両院議長、内閣総理大臣以下、関係大臣ということになっております。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略

担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣といたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第9項及び第109条の2の規定、並びに新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会中特別委員会継続審査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、閉会中特別委員会継続審査申し出についてを議題といたします。

本件につきましても、皆さんのお手元にお配りしてございますが、特別委員会より、地方自治法第110条第4項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成24年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員